

議 事 日 程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	若園五朗
3番	浅野楔雄	4番	堀武
5番	吉村武弘	6番	小川勝範
7番	藤橋礼治	8番	熊谷祐子
9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎
13番	山本訓男	15番	星川睦枝
17番	土屋勝義	19番	西岡一成
20番	広瀬捨男		

本日の会議に欠席した議員

14番	桜木ゆう子	16番	棚瀬悦宏
18番	澤井幸一		

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	教育長 職務代理者	福野正
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	新田年一
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	松尾治幸
調整監	後藤仲夫	水道部長	河合信
会計管理者	奥田尚道		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	棚瀬敦夫
--------	------	----	------

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17人であり、定足数に達しています。

会議を開会する前に、一言申し上げます。

去る12月3日、平成19年第4回瑞穂市議会定例会を開会するに当たりまして、12月の15日の土曜日と16日の日曜日に一般質問を実施することに全会一致で決定をされました。

これは、住民に身近な市議会に向けた議会活性化策として開催することになったものでございます。

本日の会議に朝早くから傍聴にお越しいただいた皆様方、心からお礼を申し上げます。

傍聴にお越しいただいた皆様方には、受付でお渡しをしました傍聴人心得をよく読んでいただきまして、円滑な議会運営に御協力をいただきたいと存じます。特に議場内では、ビデオ、カメラ、録音機、携帯電話の御使用をお断りしております。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただくようお願いをいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

#### 日程第1 一般質問

議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

20番 広瀬捨男君の発言を許します。

広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 皆さん、おはようございます。

20番 広瀬捨男でございます。

議長から発言のお許しを得ましたので、通告に基づき、平成20年度予算編成について、シルバー人材センターの充実について、別府字堤内四之町の道路新設工事について、みずほバスの充実についての4点について質問をさせていただきます。

それでは、質問席に移動させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、平成20年度予算編成についてお尋ねをいたします。

昨日、若園議員、山田議員からも質問がありました。重複する点も多少あろうかと思いますが、よろしく願いをいたします。

まず第1点として、平成20年度市民税及び固定資産税の歳入の動向について、いかがお考えか、お尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 平成20年度予算編成に当たりまして、市税についての見通しということで、お答えをさせていただきます。

まず最初に、市民税でございますが、個人市民税につきましては、税源移譲によりまして、平成19年分の所得税から控除がし切れないというような住宅借り入れに係る特別控除等、住民税の所得割から今回税額控除をするというふうなこともあります。こうした税額の要因がある一方、老年者の非課税措置の廃止、あるいは納税義務者数の増加等がありまして、税収等の要因もあるということで、概算では、平成19年度決算見込み額25億7,000万円を上回る平成20年度当初予算見込み額では26億8,000万円ほど、4%増を見込んでおります。法人市民税につきましては、住宅の着工件数の減少、原油の高騰、金利の上昇など、国内の中小企業を取り巻く社会環境、経済環境は厳しいものがあるという状況でございます。概算では、平成19年度の決算見込み額4億9,000万円を下回る平成20年度の当初予算額の見込み額で4億7,000万円、5%減を見込んでおります。

固定資産税におきましては、土地については、これまで対前年比、評価がえ年度を除きまして1%前後の伸びを見込んできておりますが、これは税の負担水準の軽減調整措置というような措置が講じられていることが主な原因でございましたが、近年は土地の価格の下落傾向、あるいは一部農地を除きまして横ばいのような推移をしておりますので、こうした要因を踏まえ、平成19年度の農地転用で住宅の宅地に転用するものが多く、住宅用地に対する課税標準の特例措置と減額措置というふうなものもありまして、税収の期待が持てないのではないかということを考えております。概算としましては、平成19年度の決算見込み額で14億8,000万円と同程度と見込んでおります。

固定資産税の家屋につきましては、これまで対前年度比は評価がえ年度を除きまして3から4%の伸びを示してきておりましたが、平成19年の新築は住宅用の家屋が多く、新築住宅に対する軽減措置というふうなものもありまして、大きな伸びは期待できないのではないかと考えております。

概算としまして、平成19年度の決算見込み額12億円を上回る平成20年度当初予算見込み額としまして12億3,000万円、対前年2%増を見込んでおります。

固定資産の償却資産につきましては、平成18年に企業の好調な業績によりまして大きな伸びを示してきておりましたが、平成19年は前年の設備投資が大きかったというふうな点も見られまして、対前年比で伸び率が低下するのではないかとというふうに考えております。

概算としまして、平成19年度の決算見込み額4億1,000万円と同程度を見込んでおります。以上でございます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 詳細に税の予定を聞かせていただきました。

次に、政策公約、いわゆるマニフェストの中で、20年度実行される主な事業についてお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方から、マニフェストの関係の御質問でございます。具体的にどのような事業を実行するかということでございます。

きのうも少し触れましたが、特に市道関係、いろいろ点検をしてみました。市道の幹線道路の関係、歩道づけ等の関係ですね。こういった整備を大きく盛り込みたいと思っております。これはマニフェストの22番でございます。

そして、21番のスポーツ体育施設整備のための整備ということで、こういった体育施設も整備しなくてはいけない。そのための整備ですね。これはもう旧巢南の方の庁舎の前にございます、もとタウンセンターコートということで、用地取得といいますか、借り上げしたりしております。この整地を余りにも長くほうってございますので、整地だけしなくてはいけないと思っております。これは21番目でございます。

19番の緑豊かな公園の整備、これも市が持っておりますいろんな土地、さらには牛牧校区、穂積校区、本田校区の要望が出ておりますので、できればこういったところの用地取得なり何なりができたらと、こういう計画を持っております。

さらには、14番で明るい安全・安心のまちづくりの関係で街路灯・防犯灯の関係、このことも盛り込んでまいりたいと思っておりますし、きのう、星川議員の方からもございました地元農産物の直売場とか、出ております。これもできることなら何らかの形でと思って、そういう予算づけもしてまいりたいと思っております。

7番目の学童保育ですね。この充実のための整備をしていきたい。主なところを申し上げ、まだ金額的には出しておりませんが、こういった事業を取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

今言われましたマニフェスト22の市道、主要道路、幹線道路及び歩道の拡幅等の整備を順次行うというマニフェストになっておりますし、今、市長の前向きな回答をいただいたわけですが、何としましても、耕地整理をしたとか、区画整理をしたということはまだいいんですが、旧部落の場合はやはり道幅も狭く、災害時に消防車の通行も厳しいという箇所も多々あるかと思っておりますので、安心・安全なまちづくりからも、早急に道路整備を計画して進めていただきたいと思います。

そして、マニフェストの24番でございます下水道料金の値下げについてでございますが、マニフェストでも、岐阜県下一番高い下水道使用料金の値下げを1年以内に実施予定となっておりますが、その経過といいますか、実施予定についてお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 河合水道部長。

水道部長（河合 信君） マニフェストの中の下水道使用料の値下げについて、今、上下水道事業運営審議会の方に諮問をしております。実はあす昼から第5回の審議会を予定しております。今、審議中で答申がほぼ固まりつつありますが、まだ確定はしておりません。それで、その答申を受けて、あとは下水道の整備促進特別委員会、それから産業建設委員会でもいろいろ協議を重ね、できるだけ早い時期の議会に提案をしたいというふうに思っております。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 市長にお尋ねしますが、同じ質問になるかと思いますが、マニフェストでは1年以内に実施ということでございますが、今、部長の方から答弁いただいたように、いろいろと今審議会で検討されているということですが、下水道料の値下げについて、最終的な目標としてはいつ公表される予定なのか、お尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

今、水道部長から御答弁させていただきましたように、審議会にお願いして、その御答申を待っておりますが、それに基づきまして、3月の議会には議会の皆さんにお願いしてまいりたいと思っております。いずれにしましても、これからの瑞穂市の下水道の関係がございます。やはり安心して入っていただけるよそ並みの使用料にして、つなぎ込みとか、そういったことも進むような、そういう形での答申が出てくるとありがたいなと期待をしております。いずれにしましても3月の議会には提案をさせていただく予定でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 皆さんも御存じのように、特に別府のコミプラが水洗化率が非常に低いということですが、市長は、水洗化率を高めるためにどのようなことをお考えか、お聞きをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 河合水道部長。

水道部長（河合 信君） 御指摘のとおり、別府のコミプラはつなぎ込み率が低迷しております。そのことについても、具体的な施策を今審議会の方で十分審議しておっていただきます。こういうふうな点に気がつけたいんじゃないかというようなところ辺を今絞り込んでもら

っているところであります。それに対する答申を受けて、具体策、こういうふうなことも考えられるというようなところ辺を、特別委員会、それから産業建設委員会の方に具体的に提示をしていくというふうに考えております。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 部長から、今、審議会の方でいろんな施策を考え中ということですが、皆さんも御存じですけど、コミプラを進めるときに、当時の松野幸信町長が、コミプラの使用料は現在使用されている浄化槽の維持管理費程度にしたいという説明で別府地区を回っておられるわけでございます。しかしながら、途中から合併協議会とか、いろんな経過もあったんですが、下水道設備の維持管理程度にということに進んでおったわけでございますし、先ほど言いましたように、県下一の高い下水道料金に現在なっておるわけでございます。そのことについては、市長の答弁でも3月議会に計上したいということでございますので、ちなみに県の方から、岐阜県下水道資料編ということで平成19年3月のものをちょっといただいてきたんですが、それによりますと、岐阜市は10立方メートル以上20立方まで1立方メートル当たり95円、大垣市は74円、羽島市は105円、各務原市は100円、関市は90円、そして、御承知のように北方町、巢南町、穂積町の合併時は北方町の135円、1立方当たりの単価が決まりかけたわけですが、北方町との合併は破綻したわけでございます。参考にこの資料から申し上げた価格でございますが、それに比べて、今現在の瑞穂市の下水道料金は1立方当たり189円と記憶しております。ちょうど今、審議会の煮詰まる手前だということでございますので、ぜひそういうことも考慮して、市長も言われますように、そんな難しいマニフェストは出しておりません。他市並みということでございます。参考に二、三の近隣の市町の下水道料金を申し上げたわけですが、その点についてよく考えて、他市並みにしていただきたいと思えます。

そして、先ほどの別府コミプラだけじゃなくて、全体の下水道の水洗化率を高めるために、例えば御承知のように、別府コミプラについては公共ますが作成されておりません。当時、その決定するころに私も一般質問させていただいたんですが、岐阜市を除いて周辺町村は公共ますを工事とともに設置されているところが非常に多いわけでございます。ちなみに旧巢南町は公共ますを同時につけられておると思えます。その点について、水洗化率の向上のために、個々のうちがつけるということになると、道路を閉鎖してつけるということで、市の持ちとしても非常に高くつくと思えますので、そういう点では、私は公共ますを同時に今ついていないところもつけて、料金もいろいろ検討していただいて、他市並みに下げただけであれば、当然つないでいただく人も多くなると思えます。そういう点についての考え方についてお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 別府コミプラのつなぎ込みの進捗のために公共ますを設置したらどうかということ。私は、実はこの合併をしまして、新市のときに議会へ出させていただきます、このコミプラの状況を聞いて、びっくりしたわけですね。当然公共ますなんていうのは絶対に設置されておると思ったのが、公共ますが設置されておらんですね。だから、もちろん道路に配管しまして、その宅地の入り口の真下まで、境界の真下までは配管されておりますが、やはりその工事をやっておるときは下水道の認識はございますけれども、終わってしまったら、全く下水の認識がない。それはなぜかといいますと、公共ますが宅内1メートルのところに設置がしてあれば、やはり下水道につながなくてはいけない、そういう感覚があるわけでございますけれども、全くそういう感覚がないような状況であります。なぜ、後で手戻りするようなこと、要するに後でやると余計お金がかかるわけですね。そのときでしたら、すべて単価的にも安く済んだ。ですから、公共ます、そのことを思ったわけであります。今、議員おっしゃいますように、公共ますの設置、下水道の整備の特別委員会も議会にございます。また、産業建設委員会にもお話を申し上げて、公共ますの設置は本当に考えなくてはいけないと思っております。

そこで、今、どのくらい数があるかといいますと、まだ1,000世帯ぐらいございます。大体1ヵ所が7万円ぐらいと私は想定しておるわけでございますが、そうしますと、7,000万ぐらいの予算がかかるわけでございますけど、これは下水道審議会、産業建設とも御相談申し上げ、そして現場も見ていただいて、そこら辺のところも一緒になって考えまして、何とかこの進捗をさせたいなと考えておるところでございます。御理解をいただきますようによろしく願いまして、答弁とさせていただきます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

確かに市の経費ですので、やはり公共ますは、御承知のように市の経費で負担ということですから、例えば出していないところがまだ水洗化率が低いわけでございますので、例えば3軒とか5軒一緒にやれば、その経費も安くつくと思いますので、早急に検討していただきたいと思っております。

次に、シルバー人材センターの充実についてお伺いをいたします。

昨日、松野議員からも質問がございましたが、団塊の世代が定年を迎え、少子・高齢化の急速な進行により労働人口の減少が見込まれております。シルバー人材センターは自主独立の組織ですが、一方、老人福祉法第3条を見ますと、高齢者はその希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会、その他、社会活動に参加する機会を与えられるものとする。そして、高齢者はその知識と経験を活用して、社会的活動に参加するよう務めるものとするという規定

がございます。

すなわち高齢者の方々の技能や知識、経験を地域社会で生かす方法を考え、そういった場を提供することが必要と思います。寝たきりの高齢者等には的確に法的な整備を、また一方、健康な高齢者に対しては、働く機会を通じて地域社会との交流を深め、長年の経験や知識を生かし、生き生き活動できる環境をつくり出すことが老人福祉法の意味するものと考えます。

シルバー人材センターでの適度な就業が、一般高齢者に比べ、社会活動することにより健康の維持、介護予防の効果が、地方自治体の一部の協力によりそのデータが出ておるわけでございます。具体的に、全国約80万人のシルバー人材センターの会員で1年間約5,000人の要介護者の減少が見られておるようでございます。したがって、その医療費は年間約480億円、介護保険関係で年間約37億円、トータルをいたしまして517億円の医療、介護の財政の軽減に寄与しているという推計値が発表されております。

シルバー人材センターを充実すれば、働く人も幾らかの小遣いができ、安くなった年金の多少足しにもなり、また先ほど言いました医療、介護の財政に寄与するというので、シルバー人材センターを充実すれば一石二鳥、いや三鳥になるとも考えます。

昨年9月、シルバー人材センターの質問に対して、執行部は、現在、センターの受付が隔日のため、1日置きということですね。みずほ公共サービス(株)と提携をし、受付業務を充実したいとの回答でございました。

そこで、第1点として、シルバー人材センターの法人格の取得について、お伺いをいたします。

現在、岐阜県下21市で法人格取得状況は別表に掲げましたとおり、瑞穂市を除いて20市が既に取得をされておるわけでございます。本年度4月からみずほ公共サービス(株)の協力を得た結果、ちまたの話では、会員数、就業延べ人員など大幅に上昇したと伺っておりますが、本年度の実績見込み、さらには今後の法人格取得の見込みについてお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） シルバー人材の本年度の事業運営の実績でございます。これは10月末現在で言いたいと思いますが、会員数は127名、前年対比しまして3.5倍、延べ労働人数702名、2.1倍。それから延べ就業日数でございますが、1,518人/デー、これが2.6倍、配分金が709万3,000円、3.4倍、売上金が842万8,000円ということで、これも3.3倍ということでございます。

今後の法人格の取得予定につきましては、県の社団法人設立許可基準をクリアすることが必要でございますので、現段階では会員数120名以上はクリアをいたしておりますけれども、延べ就業日数5,000人及び年間売上高1億円以上がクリアできていないため、さらなる努力が必要であると思っております。この基準に達すれば、法人格の取得を考えていきたいと思ってお



るところでございます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） ありがとうございました。

ちまたの話のとおり、非常に大きな倍率で伸びておるということでございますが、やはりこれは安定的なものでないと、今のクリアも言うに及ばず、県の方も不安だということも伺っておりますので、今、伸びたといいましても、民の方が多くて、公共の仕事は本当に10%ちょっとだと伺っております。そこで、ちなみに先進地であります近隣の町村へ行って聞いてみましても、やはり立ち上げて、その会員数120名はクリアしているんですが、延べ5,000人/日ということについては大きなハードルだと思います。

それで、私は執行部に考え方をお尋ねするわけですが、法人格取得までは、やはり公の仕事を少なくとも6割とか7割与えてもらうということで、一般の事業者には競争にならない、民を圧迫しないように、波動的にあるものを請け負ってもらえば一般の請負よりも安くつくと思いますので、とりあえず公の仕事をもう少し率を上げていただくことについての執行部の考え方をお尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 役所といいますか、公の仕事をシルバーに回していったらということでございますけれども、きのうの松野議員の質問にもございましたように、本市には施設管理公社、またみずほ公共サービスがございます。そこらのところもいわゆる高齢者が働いてみえるということで、そこら辺の従業員、また社員等のいろんな就業関係もございます。すみ分けをどこにするかということが必要になってくるかと思っております。これについては、もう少し検討してまいりたいと思っております。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） できるだけ、先ほど私が言いましたように他市がどうだとは言いませんが、やはり育成するときはそれなりにマイナスにはならないと思いますから、やっぱり公の仕事を少し力がつくまでは与えていただくのがいいと思います。

ちなみに国の方の運営費補助単価限度額というものが、御承知のようにA、B、C、Dとランクがあるわけでございますが、一番上のAランクは1,230万、Bが1,040万、Cが950万、Dが670万ということでございますが、これは最高限度額ですので、御承知のように、市町がこれを下回れば、国の方もその下回った時間イコール価格イコールしかやってくれない。したがって、1,230万という最高の規模でありましても、市の都合で1,000万の補助しか出せないということであれば、やっぱり運営費の補助額として国からは1,000万来るということになってお

るのを御承知だと思っておりますが、そういう点も含めて、やはり一刻も早く、市として一番法人格取得が遅いということですので、早急にそれに向けて進めていただきたいと思います。

次に、別府字堤内四之町の道路新設工事についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、ずっと前の当時の松野友穂積町長が、昭和60年2月15日付の確約書で昭和60年度に道路新設工事を施工することをA氏あてに確約書が提出をされております。その後、具体的にどのように取り組んでおられるのか、経過についてお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 広瀬議員さんの、別府字堤内四之町の道路新設工事について計画はどうなっているかという御質問でございますが、過去の経緯等を調べましたところ、昭和60年、当時、県道でありました県道大垣・穂積・岐阜線の歩道設置、これは穂積中学校の北べたの東西の県道のところでございますが、この歩道設置工事に伴いまして、別府の方の所有者の駐車場が3台ほど不足するというので、道路計画を計画し、確約されたものと考えております。

この計画の経緯につきまして報告させていただきますと、当時、工事説明会を公民館で開催され、地元で役員を決めていただき進めてまいりましたが、最終的に地権者二、三名の方の同意が得られないということで、現在に至っております。

今後も地権者の同意が得られれば工事を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 私の承ったところでは、古いんですが、一応ちょっと当たってみましたら、確かに会議もやっておみえになるようですが、AさんとBさんと2人あって、Bさんの方はそれなりの手当てをしていただいて、Aさんの方はたしか7台と伺っております。片方は2台とか3台だったと思います。そちらの方は手当てがされておって、7台の方はされていないようにも伺っておりますので、再度、今前向きに地権者等も含めて、例えば農業相続といいますが、そういうことがしてあるところを外すだとかなんとか等も含めて、短いところですので、片方だけでもそこまで行けるような考え方を暫定的でもやって、ぜひ進めていただきたいと思います。私も一般質問は2回目ですが、余りにも長くなっているということで、その間、一遍そういう委員会というか、役員を決めてということもあったように聞いていますけど、そのままになっておるように思いますので、早急に前向きに検討していただきたいと思います。

それから、最後になりますが、みずほバスの充実についてお尋ねをいたします。

まず第1点は、現在、道路幅、運行時間等々の制約も考えられますが、利用者の利便性を考慮し、現在の幹線道路主体から、でき得る限り生活道路も含めて運行計画を検討されることに

ついて、いかがお考えか、お尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） みずほバスの充実につきまして、特に1点目、運行路線についての御質問でございますが、議員御指摘のとおり幹線道路の充実ということ、もう1点は生活道路まで網羅しているところは現状では不十分なところも少なくはないというふうに認識をしております。市としまして、将来の高齢人口も見据えまして、道路幅員が狭く、バスが入りにくいところへも小型バス等の運行が可能なのかどうか、こうした点も、道路の選択も含めまして、停留所の間隔を短くすることにより利便性を高めるというような方法も一度検討する必要があるかなというふうには思います。現状を踏まえまして岐阜バスとの調整を行っておるわけでございますが、今後、市全体の公共交通のあり方という観点から、運行道路の見直しを含めて、公共交通の特別委員会等、また御意見をいただきながら検討を進めていきたいというふうに思っております。

次に、運行時間につきましては、そのほとんどがJRの穂積駅を起点・終点としておりますので、運行時間は電車の発着時間に連動をしておるのが現状でございます。特に通勤・通学の時間帯に多く合わせているということから、必然的に早朝時間、あるいは帰りの遅い時間等の運行回数が少ないというような結果にもつながっております。その調整として、乗降客が減少する昼間の時間帯は運行回数が少なくなっておりますので、現在のダイヤの現状ということになっております。この点につきましては、道路運送法15条、あるいは27条等に基づきまして、国交省の旅客運行計画、あるいは安全運転の管理規定によりまして、常に安全な運転ができるというような基本に立ちまして計画が策定をされているというようなことでございます。実施していくために、過密スケジュールを避けて、乗客の少ない時間帯には余裕を持って、少しでも運転手が休憩をとれるような形というような運行時間帯になっております。これにつきましては、乗客の安全確保というようなことと密接に関係をしておりますので、運行業務につきましては、許可官庁・機関等の調整も必要かというふうに思っております。最終便の時間の延長ということにつきましては、目安箱等で御意見等もいただいておりますというふうな状況も踏まえまして、先ほど言いました公共交通対策特別委員会等でもまた協議をしていただきながら、委託先であります岐阜乗合自動車と調整・検討を進めて、少しでも利便性の向上を目指していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） ありがとうございました。

運行時間の検討について説明をいただいたわけですが、確かにいろんな制約があると思います。ただ、最終便については、やはり塾へ通う方だとか、勤めも早く定期的に帰ってくる方に

ももう1便ぐらいあったらいいんじゃないかということで、今、その点については部長も前向きにということですが、日中、御承知のように各3ダイヤとも、せっかくバスが投資してあって、約2時間ちょっとお昼寝というか、休みをしておるわけですが、先日も岐阜市へ行って、コミバスをいろいろと皆さんと協議して、新聞に載っているわけですが、やはり皆さんの声を聞いて、運営は自治会に任せるとかというようなことも考えつつ、昼間はきちっと詰まっておるわけですが、その辺について、いろいろ制約はあろうかと思いますが、やはり昼間2時間近く全然動いていないということで、非常に不満の方も私は聞くわけですが、その点について、今後の方針をお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 昼間の時間帯のダイヤの本数につきましては、当然運転手の確保、あるいはそれに伴います委託料といいますが、経費の増につながるということでもありますので、財源的な問題、あるいは委託先の岐阜バスとの対応の可能性について検討していきたいというふうに思っております。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） ありがとうございました。

昼間のダイヤについては、高齢化しまして、買い物に行く人には本当に2時間何ともならないと。行って帰ることもできないという方もちらほら聞きますので、ぜひ運転手の関係でその方面の委託費は上がると思いますが、先ほど言いましたようにせっかく3台のバスを投資しているわけですので、効率よく動かすことを含めて、前向きに検討していただきたいことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、20番の広瀬捨男君の一般質問はすべて終了しました。

続きまして、5番の吉村武弘君の発言を許します。

吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） おはようございます。吉村でございます。

4点について質問をさせていただきます。

まず1点目は新堀川について、それから2点目、市議会議員からの市への投書について、3点目は学童保育について、4点目は職員の法令遵守の確立についてを質問させていただきます。

では、質問席へ戻りまして質問させていただきます。よろしく願いいたします。

まず初めに、新堀川について御質問させていただきます。

昨日、山田隆義議員が、禅問答のような治水対策についての話で、新堀川の話も出てきました。ここで、現在の状況、それから今後の予定について、住民の方にわかりやすく説明をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 後藤調整監。

調整監（後藤仲夫君） 新堀川の事業の現状と今後の予定について、回答させていただきます。

新堀川は下流に家屋が集まっておりますので、現在の河道での拡幅が困難になっております。このため、新たに新堀川に導水路をつくり、新堀川の流下能力の向上と、それから新堀川の越流を防ぐ事業を現在県が行っております。一方、一夜城付近に新堀川の内水を排出する第1排水機がございます。この排水機は設置後50年以上経過しておりまして、老朽化も進み、維持管理が困難になっております。また、長良川の堤防断面にあるため、その移設、設備の更新が急務となっております。このため、第1排水機より上流約600メートルに犀川総合排水機場としての改築をする事業を国が行っております。

それで、まず現状について御説明をいたします。

国が行っているのは、県道北方・多度線より南側で、前池排水機関、それから排水ポンプ場へのサイフォン工事、これらについては86%用地買収も済み、現在排水機関工事を行っております。一方、県が行っておるのは、県道北方・多度線より北側で導水路整備事業を行っており、用地買収は約60%が済みであり、その導水路工事を設置しております。11月7日に祖父江区の方々に事業説明会を開催しました。その後、11月21日には地権者の方々に対して用地説明会を実施しました。木曽川上流河川事務所、岐阜土木事務所が事業の進捗状況、土地収用法の概要、収用法に移行した場合のデメリット等について説明をいたしました。

次に、今後の事業予定を御説明します。

この事業は、完成目標時期は統合排水機改修工事、それから導水路工事、これが22年度出水期前となっております。また、既設の第1排水機場等の撤去を含めると、完成時期は22年度出水期前と伺っております。住民の皆様のご安全と安心を確保するため、より早い工事の完成が望まれます。そのため、用地買収については、引き続き任意交渉を継続してまいります。事業の完成時期から勘案すると、任意交渉と並行して、土地収用制度の活用による用地取得も考える必要があります。現在、国・県においてはこの土地収用制度による事業認定を申請する準備も行っておりと聞いております。なお、この事業認定告示がされずと任意交渉もできなくなるため、任意交渉の期限も20年夏ごろまでと伺っております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） 大変わかりやすい説明で、よくわかりましたが、事業認定されて、それから土地収用法に従って土地収用ということで、地元の地権者の方にはデメリットもお話をされたということですが、このデメリットというのは、何がデメリットであるかということなんです。

議長（藤橋礼治君） 後藤調整監。

調整監（後藤仲夫君） 収用法が適用になりますと、通常は5,000万円控除ということになりますが、そういうこともなくなる。あと、収用となりますと、最低の土地の有効利用、土地の利用が適正かどうかということで、必要最少限度の工事ということになりますので、地元要望に伴う工事も若干制限されるということになると思います。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） それで、最終的には22年度の完成予定ということによろしいんでしょうか、予定は。

議長（藤橋礼治君） 後藤調整監。

調整監（後藤仲夫君） 今、国は非常に財政的にも厳しい状況で、集中と選択ということで行っておりますので、この工事についても、22年度の出水期を目標に工事を完了させて、23年度に第1排水機、第2排水機の撤去も含めて、23年度出水期までには完了させたいという計画で事業を進めております。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） それが完成すると、その次に、犀川の西部排水機場の予定もあった。あれはどういうふうになるんでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 後藤調整監。

調整監（後藤仲夫君） ここについては、犀川総合整備計画ということで長年行っておりまして、現在、上流部の方の西部排水機の近くで堤防の工事も行っております。今後、市としては、排水機もかなり古くなっておりますし、堤防の補強に伴ってその移設もあると思いますので、引き続き国の方に要望していきたいと思っておりますが、必要な事業ですので、今後要望していきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） ありがとうございます。

わかりやすい説明で、この予定どおり進むことを願っております。

それから、次の質問に入らせていただくんですが、議長にお願いがあるんですが、次の質問に入りますのに、ちょっとわかりにくいと思いますから、ここに投書のコピーがございますので、これをコピーして配っていただけるかどうか、ちょっと見ていただけますか。

議長（藤橋礼治君） 一度出してください。

吉村議員に申し上げます。これはどのような形で入手されたものですか。

5番（吉村武弘君） これは、情報公開を請求して、私の手元に総務の方からいただいたもの

でございます。

議長（藤橋礼治君） それでは、ただいま吉村議員からの、議員の方への配付の件につきましてでは許可します。

それでは、今、コピーし、皆さんのお手元に配付するまでは休憩をします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時20分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は17人であり、定足数に達しています。

これより吉村議員の一般質問を続けます。

吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） これから、市議会議員からの市への投書についてお伺いいたします。

1通目は10月16日のメールです。秘書広報課様ということで、「お世話になります。以下の文面を堀市長にお伝えください。よろしくお願ひいたします」ということで、この中身は、今、読み上げますと議事録に全部載っちゃいますから、これの中に書かれていることで迷惑を受けられる方があると思いますから、これは読み上げませんから、皆様で読んでいただいて、なぜこれを一般質問の中でお伺いするかということですが、これは、一市会議員が行政に対して投書を出すというのはいかかなものかということでございますし、それから、この中身に書かれておる名前も、名前が違いますから、これは誤った情報を書いているわけなんですよね。ですから、岐阜新聞にも市長の動静ということで、毎日どなたと面談されたとか、いろんなことを書いてございますけれども、この議員の方も、これを出された前後だと思っておりますが、市長との面談を新聞で見ましたし、直接市長に申し上げればいいことで、わざわざこういう文書で市に出すということはどうかなと。

それと、この方が出してみえるブログ、それからコピー等につきまして、いわゆる役所へ電話、ファクス、メールをどんどん出せというようなあおりとも見られるようなものが見られるわけなんですけれども、堀市長にお伺ひしますけれども、市長も前議員をやってみえて、こういうものを出されて、市長はどういうふうに思われるかということと、これに対してどのように対処されたのか、これをお尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

これ、読ませていただくと、前向きにいろいろこういったこともあるということで、いろいろ聞かせていただいておりますということで、私も参考になるといいますか、受けとめておるところでございますけれども、いずれにしても要望とかそういうことにおきまして、こういう形で市民の皆さんからも、こうやって議員の方からもございますけれども、いわゆる平等に私どもの方は対応をさせていただいております。そのことを申し上げておきたいと思っております。所管の秘書

課におきましても、市議会議員だからと特段の優遇でなく、市民の人も同じようにメール、また投書の関係に同じように対応しておると、そのことだけお話を申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） 市長、直接面談されて、こんなもの、別に投書で出す必要はないんじゃないですか。これ、出して、いわゆる公文書として残るわけなんですよ。市議員がそんなわざわざ市長さんへ伝えてくださいなんて書かなくて、面談されているわけですから、面談されたとき、どのようなお話をされたんですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 面談のとき、どんな話をしたかということでございますけれども、面談のとき、細かいことを私一々筆記しておりませんので、本当に相当多くの人に、私、今会っておりますので、どんな話をしたか。世間話で、具体的なことをしておるわけではございません。そういうことでありますので、よろしく願いしたい。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） こういうものを、恐らくここに書かれた方というのは知らないだろうと思うんですよ。知らなくて、これまたほかの人が読んだら、怒る部分もあると思いますよ。ですから、こんなものを出さなくて、市長に直接言えばいい話であるし、それから、ほかの議員がほかのところへ調査に行きましても、市民の方がこんなふうにもたされると、しゃべることをしなくなってくるんじゃないですか。いつ何を出されるかわからないと。その辺のところをどのように、別に市長を責めているわけじゃないですよ。市長として、与党の議員さんであればそのように話ができんかなと思うんですけれども、いかがですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 与党とか野党とか、私、そんなこと全く考えておりませんので、議員さん方を、あの人は与党で、この人は野党、そんなこと全く考えておりません。みんな同じように考えて、いい意見は聞かせていただきますし、本当のいい御質問は聞いて、私、取り上げなくてはいけないと思っております、与党、野党というようなことは考えておりません。是々非々で私どもも受けとめさせていただいております。何とか少しでもと思って、されたことだと思います。それについて、私の方からあまりコメントを言うことはないと思いますけれども、結局いろんな事業がうまく進むようにというようなお考えから出されたんじゃないかと思っております。今、私はすべてオープンにしておりますので、今後ぜひとも直接私のところへどんな方も、はっきり言って、私、何の差別もしておりませんので、御意見を聞かせていただければ



ばありがたいな、こんなふうに思っておりますので、よろしく願いして、答弁とさせていただきます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5 番（吉村武弘君） そして、もう 1 通、これは、「堀市長、児童高齢課、政策推進課、教育委員会、関連各課様、学童保育の公営化へ向けてのお願い」ということで、各部長にお伺いしますけれども、これはどのように対処されたんでしょうか、この文書については。それぞれお答えいただけませんか。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） いかに対処されたかということでございますけれども、ちょうど私の方の児童高齢福祉課の方の窓口に見えましたので、そこで私の方の考えを申し上げたのが回答といえますか、申し上げたところでございます。

議長（藤橋礼治君） 広瀬市長公室長。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 担当課、今の児童高齢課、そして教育委員会等、三者協議しまして、今、青木部長が答えたようなことを答えております。

議長（藤橋礼治君） 福野教育次長。

教育長職務代理者（福野 正君） この中で、1 番、5 番が私どもの関連のことです。生津の郷土歴史館と 5 番の学校の敷地内での使用はどうかということだと思っておりますが、このことは、前から言っていますように、学校敷地内での確保ということは、学校の中でスタンスは変わっておりませんので、意見としてお聞きしておきます。1 番の生津の方は、今後検討していく課題だなということで、市民部の方と調整をしております。以上です。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5 番（吉村武弘君） そういうことで、この問題についてはそんなに長くやるつもりはございませんので、この辺にいたしておきます。

続きまして、学童保育についてお尋ねしようと思っておりますが、来年度からどういうふうにするという話はきのうの一般質問でもやってみえたんですけれども、公設公営とか、学校敷地内でとかという話が先行しちゃって、いわゆる何が一番大切かという話がなされていないということ、瑞穂市の子供全体としての話がちょっと出てこないですね、学童保育ばかりで。別に学童保育を否定するわけじゃないんですけれども、やはり子供全体をどういうふうに見ていくかという、いわゆる市役所の方の方針というのがあまり見受けられないということで、学童保育については、きのう、青木部長が、子供の視点に立って考えていかなきゃいかんと。非常にいいお話をされたんですけれども、これから 10 年、15 年先を見据えた、いわゆる子供の居

場所づくりというか、瑞穂市全体の子供の将来に向けての方向性をどういうふうにしていくかということをしていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですが、市長が各地域に公園なんかつくられるという話をマニフェストで言ってみえますもんで、それは最終的には、地域へ子供を戻して、学童保育じゃなくて地域全体が子供を見ていかなきゃいかんと。ですから、そういう公園もつくり、その中に地域の人たちと子供もお年寄りも、それからそのほかの地域の人たちが子供づくりをやっていけるような、そういうものをやっぱり考えていかなきゃいかんと思うんですよ。

それには、やはりどこかでモデルづくりをすとかというものを考えていかなきゃいかんのじゃないかなと思うんですけれども、1年、2年かかっても、そういったモデルをつくり、それが1から2になり、2から3になり、4になり、そういう瑞穂市のまちづくりを考えていただきたいと思うんですけれども、その辺のところをどのようにお考えでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

今、吉村議員さんが、まさにいいお話をしていただきました。そのとおりでございます。学童保育だけに私も執着しておるわけではございません。何といたしまして、この瑞穂市で一番大事なのは人づくり、特に青少年の健全育成でございます。子供たちの育成が一番大事でございます。やはり家庭と学校と地域社会が三位一体にならなくては健全育成はできんわけでございます。今御指摘のとおりで、地域の子供たち、お年寄り、みんなが触れ合っているような、児童公園も含めて、やはり地域としても考えてやっていかなあかんのじゃないかという御指摘でございます。そのとおりでございますので、今後、子供のため、瑞穂市の人づくりのために、さらなる、またいろいろ御指導をいただきたいと思っております。よろしく願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） それと、学童保育については、来年度、現状のままでやられるのか、公設公営でやられるのか、ちょっとはっきりしないところがあるようですが、それぞれに特色のあるやり方をやってみえるわけなんですよね。私も4ヵ所かそこら見てまいりましたけれども、例えば美江寺の公会堂なんかは寺子屋みたいな感じで、なかなかいい感じでやってみえますし、ほかのところでは、またほかのところのということでやってみえますし、だから、全部一緒にたにしないで、それぞれの特色を上げたものでやっていっていただきたいと思うのと、それから、一つお伺いするのは、今、学童保育、ワンユニットどのくらいの規模でやってみえるのか。私はせいぜい20人までぐらいしか無理じゃないかなと思うんですが、駅前の西の公民館ですか、あそこは40人近くありますので大変だと思いますし、その辺のワンユニットどのくらいの規模

が限度かというのは、どのように思ってみえるのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 私ども、児童高齢ということで、児童の福祉に向かって行政を行っているわけですが、一番職員に言っていますのは、本当の児童福祉でやって、親福祉ではだめだよと。その観点に立って行政をやっていきなさいということをいつも申し上げているわけですが。ちょっと余談になりますけれども、保育園なんか長時間保育をやりますと、本当に10時間子供を預けて、また10時間子供が寝るといって、本当に4時間かそこらしか親と接することができないという現状が出てきます。そういうところで、いかに親と接してやるかということも考えていかなきゃだめだよという、平生の行政を考えていくに、そういうことを考えて接していきなさいということをおっしゃるわけですが。この学童保育につきましても同じようなことが言えますので、そのような観点をしっかりつかんでやっていきたいと思っております。今、吉村議員が、各地域の特色が出ているということでございます。本当に私もそのように感じております。今、本当に親さんたちが自分たちで考えて、どのように児童クラブをつくっていったらいいかということをおっしゃるのを本当に真剣になって考えておいていただきます。そんなことを私どもは伸ばしていきたいなという考えで現在おるわけですが。どうしても公設公営になりますと、画一的な定規に当てなければならぬ非情なところも出てくると思っています。そんなところを20年度でいかに親さんたちと折り合うか、どのように向けたらいいかということをお話し合って、本当に実のある学童保育にしていきたいという考えで、1年延ばしていこうかということで進めてきたわけですが。

その中で、何人が適当かということですが、これはスペース的な問題が一番あるかと思われま。保育園でいえば、5歳児では30人に1人の保育士がつくという考えでやってきておりますし、今、学童保育では指導員が2人ついております。そんなところから、人間的というより、面積的なものが非常に重要じゃないかなということで、これからは適正人員というより、そこら辺の場所の確保をまずやっていかなければならぬという感じをいたしておるところでございます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） それと、穂積小の学童保育が1ヵ所で40人近くで非常に多いということで、ちまたでは穂積小学校の近くで用地を物色しておるという話が出ていたんですが、市長、そんなようなことはあるのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 御案内のように駅西会館がもう満杯のような状況でございます。ですから、それに対応しようと思えば、やはり学校の近くでということで、どこかいいところが

あったらということで、これから当たるかということをお話し合っておくことは事実です。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） そういうことであれば、議会へ先に話をされて、聞かなきゃ、全然そのままいって勝手に買っちゃって、学童保育用の用地を確保して、建物を建てるということになっちゃいますから、そうじゃなくて、議会にきちっと話をされて、こういうものが足りないからこういうふうにしたいんだと。議会の方で了承していただけますかという、別に議決を受けなくてもできるから、全部議会に黙っておって買ってしまおうんだというようなことをされるというのは非常に議会軽視も甚だしいということになりますから、そのようなことのないように、今後、そういうことがあれば、やっぱり土地を買うというのは、議会の議決がない面積でも、どういう目的かというのは、きちとしたもので説明がつくものじゃないとだめですから、後からわかって、そうでしたではあかんと思うんです。ですから、今後そのようなことがないように、市長、していただけますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

このことにつきまして、私、一般の方に一遍も話をしておりません。役所の中で話をしております。ところが、一般の、また議会経験の方で、学校の隣接の土地ということで過去の議会でお話をしておりますので、そういうところから、こういうところがあるがと言ってみえたかどうかというような話を聞いたことはありますけれども、私の方からどうのこうの言ったことはございません。そういう経過でございます。まだ一部役場の庁舎の中で話しておるだけで、ましてや土地を買うとか、そういうことになると、当然議会にお話をしなくてははいけない。前もって話をし、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたい。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） それでは、最後になりますけれども、職員の法令遵守の確立についてということについてお話を伺いたいと思うんですが、市長、議員に対しては、議員提案で政治倫理条例が制定されましたが、職員に対しても、公務員としての高い倫理観をもって職務に専念するための法令遵守の確立が必要かと思えます。平成16年には公益通報者保護法が制定され、公益通報者を保護し、通報を容易にすることができるようになりました。瑞穂市においても、市職員及び日々雇用の職員、嘱託員に対しての法令遵守条例を制定してはいかかかなと思ひまして、お伺いいたしますが、最近、民でも官でもそうですけれども、不正が非常にあふれております。ですから、この際、瑞穂市においても、法令遵守ができるように、そして通報し

ても不利益をこうむらないような法令遵守条例というものをつくったらどうかと思いますし、それから、市の方で3月議会に出していただきたいと思うんですけども、出ないようであれば、議員提出案件として3月議会に出そうと思いますが、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 広瀬市長公室長。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 吉村議員さんの御質問の件ですが、先ほど言われたように、最近、企業、行政団体の多くが結構不祥事を起こしております。内部の関係者等の通報などによって、公益のために通報者が不利益を受けないようにということで、先ほど言われました公益通報者保護法が制定されております。この法律は平成16年6月18日に制定され、平成18年4月1日に施行の法律でございます。この法律に基づきまして、自治体の違法、または不当な行政執行に関して行われる職員などの通報に関する条例が要るのではないかということで、ただいま提案されました公益通報条例があります。この条例には二つのタイプがありまして、職員が適法、または公正な職務を損ねる行為を求められたときに拒否し、公正な職務の遂行を図る大宮八幡型の条例もありますし、また、いわゆる不当要求行為等対処型と、あと実態の違法、または不当な行政執行の事実を通報する千代田区の公益通報型があります。これらにつきまして、公益通報者を保護し、市の行政運営を適正に確保するという観点から、法令整備を早急にすべきではないかという御意見ですが、通報者を受け付ける体制や通報処理のあり方を含めて、早急に検討してまいりたいと思っておりますので、何分の御理解をお願いしたいと思います。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） それでは、市長にお尋ねします。

市長、やっぱり職員も襟を正して、きちっと毎日、市民の皆様にも後ろ指を指されないような職務態度が必要だと思いますし、ぜひとも3月の議会には条例として上げていただけないでしょうか。要綱じゃなくて、条例ということで上げていただくようお願いするんですけども、市長のお考えをお尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 吉村議員さんの法令遵守の問題につきまして、特に職員の関係のことについてどうかということでございます。

職員の倫理関係におきましては、地方公務員法でそれぞれ定められております。そういう中で、法令遵守、いろんなことがあった場合、県の裏金にしましても、いろんな食の安全性の問題でも、あれはすべて内部からの告発でございますね。告発しても、それを守ってやる。いいことありますから、当然そういうための条例をつくったらどうかということではないかと思っておりますので、十分検討させていただいて、3月に出せればということで前向きに検討させていただくということで、お答えにさせていただきます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5 番（吉村武弘君） 前向きに検討していただくということで、内部でいろいろ御相談されて、いい方向へ持っていけるようお願いしたいと思いますし、もしそれが3月議会に出てこないようであれば、議員提案として出させていただくということをお話しして、今回の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、5 番の吉村武弘君の一般質問はすべて終わりました。

ここで議事の都合によりまして、暫時休憩をとります。休憩時間は10分間とります。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は17人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

3 番 浅野楔雄君の発言を許します。

浅野楔雄君。

3 番（浅野楔雄君） 議席番号3番、翔の会、浅野楔雄でございます。

市長にお尋ねいたします。

去る10月25日、26日、東京へ陳情に行かれたと、10月26日の和宮の祭礼の式典の冒頭であいさつされました。どなたと、どの省へ、どのような案件で行かれたのでしょうか。中央省庁への陳情ともなれば、上部自治体の県職員、ないし県会議員が同行したと思います。また、衆議院議員も同席したと思いますが、同席された方をお尋ねしたいと思います。

以下、質問席でお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 浅野議員さんの御質問にお答えをします前に申し上げておきたいと思えます。

私は、過去12年間の巢南町長経験の中におきまして、議会の本会議の場で、諸般の報告で各要望活動するたび報告したことは一度もありません。もちろん前松野市長も一回もされたことがありません。他の市町の首長でもそのような報告はされません。海外へ何日間も公費を使って研修をしたとか、こういったのはまた別でございます。なぜならば、県知事を初めとしまして、市町村長、首長は、その県、また市町村の代表者でありまして、また営業部長でもあり、私はセールスマンでもあると思うわけでありまして、その市町のプロジェクト事業、課題を推進するための行動、活動をしなくてはならないことは御案内のとおりでございます。御案内のように、中央集権から地方分権の時代といっても、まだまだそれは名ばかりでございます。大きな事業、プロジェクトはすべて中央官庁が権限を持っております。でありますから、当然市町の課題、事業推進のため、要望活動は必要不可欠でございます。

この瑞穂市は、御案内のように16本の1級河川があり、まだまだ治水事業の整備は道半ばでございます。市民、住民の安全・安心のため、一刻も早く、少しでも多くこの整備促進を図らなくてはなりません。また、道路におきましても、国道21号バイパスの6車線化、これらにつきましても、きのうも一般質問でございました東海環状自動車道の西回り、これも大きく将来の瑞穂市に響いてまいります。主要地方道の岐阜・巣南・大野線の整備促進、それにつながる道路でございます。こういったものも早い整備が望まれます。それには、やはりガソリン税の暫定税率の延長と、その道路特定財源の一般財源化をしないよう、今のまま堅持をさせてもらわなくてはなりません。地方においては、まさに道路が公共の交通機関でございます。だから、道路整備はまさに必要でございます。ゆえに、地方が団結して、一緒になって要望をしているわけでございます。その活動の結果が、何とか19年度末期限の暫定税率の延長、また一般財源化が抑えられるわけでございます。岐阜県で、この道路特定財源、暫定税率が廃止され、また一般財源化されましたら、今の道路整備の約2割しか整備ができないと新聞報道されておるのも御案内のとおりでございます。海のない、空港を持たない岐阜県は道路でございます。こういった地域格差も道路整備がなされなければ、さらに大きくなるわけでございます。農業関係の問題もしかりでございます。土地改良、米の生産調整、米の価格の安定問題につきましても、やはり国への要望活動が必要でございます。申し上げましたために要望活動をするわけでございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、せっかくの御質問でございます。今回の陳情、質問書には10月24日、25日とございますが、今、浅野議員からございました25日、26日でございます。その日の内容を皆さん方に、せっかくでありますので説明をします。

10月25日でございます。ここを9時45分の新幹線で羽島を出まして、国土交通省へ行きました。これは岐阜県木曾三川改修工事促進期成同盟会、長良川流域市町連絡協議会、岐阜県河川協会、岐阜県水防協会、境川改修促進期成同盟会合同で要望を実施したところでございます。1時30分から国土交通省の方へ要望、さらに2時40分から議員会館、3時から財務省の関係、そして3時40分から議員会館でございます。どこを回ったか、どこへ行ったか、国土交通省は国土交通大臣 冬柴鐵三大臣を初めとしまして、約30カ所、庁内を回ったわけでございます。財務省の関係をも含めて30カ所でございます。衆議院の第1議員会館、第2議員会館、県選出の国会議員の先生方のところを回ったわけでございます。

だれと行ったかでございます。岐阜市長が会長でございます。羽島の市長が副会長でございます。美濃加茂市長、郡上市長、笠松町長、神戸町長、岐南町長、岐阜市水防協会長、可児市の副市長、そして私でございます。私は、木曾三川改修の関係の工事促進の方の理事をいたしておりますので、そういう関係でございます。ここへ事務局が、岐阜市の方から基盤整備の部長を初めとしまして4名、県から岐阜県の東京事務所、そして岐阜県の河川課の方、こういっ

た多くの職員とともに、実は25日行ったわけでございます。

そして、その夜でございます。5時15分から国土交通省の門松河川局長を初め、何人かの課長が出まして懇談会をやりました。これには、東海3県の関係する町長が出席しまして、それぞれのまちの実態ですね。治水に対する河川の関係でございます。1時間それぞれの町長すべてが要望活動をしたわけでございます。それぞれのまちに抱えておる治水の関係の問題をそれぞれ話し合っ、5時から6時15分までそういった懇談会をやりまして、6時15分から7時15分まで同じ国土交通省の中で、昔ですと、外へ出まして、どこかで席を設けて懇親会をやるわけですが、今は全く変わっております。国土交通省の中の一室でウーロン茶と助六ずしの軽食で懇談会をやって、さらに名刺交換も加えまして、1時間やって、そして、その日が終わったわけでございます。

そして、明るる日の10月26日でございます。朝7時半から受け付けでございますして、中部直轄河川治水整備促進懇談会、これは中部でございますので、岐阜、三重、愛知に加えて、静岡、長野県も入りましての中部直轄河川治水整備促進懇談会ということで、朝7時半受け付け、それから朝食会でございますして、朝食を8時までとります。これには今の中部の代議士が時間のとれる人は全部出て、岐阜県選出の国会議員は、平田健二さんを除きまして、すべての代議士さんが出ていただいております。もちろん愛知県も三重県も、そして長野県の方も衆・参あわせましてほとんどの衆議院の先生方が出て、そして8時からルポール麹町のロイヤルクリスタルという場所で懇談会をして、意見発表を静岡の菊川町の町長、三重県の本巣市の町長、岐阜県の大垣市長、愛知県の一宮市長、長野県の箕輪町長がそれぞれ意見発表をいたしまして、何とか中部直轄の河川の整備を引き続いてよろしくお願ひしたいといったことをやってきたわけです。それが9時ちょっと過ぎに終わりますして、本来はもう一遍その団体で要望活動があるわけでございますが、その日は和宮の例祭がございまして、慌てて10時何分の新幹線に乗りまして、お寺へ1時何分に着きまして、2時半の和宮の例祭に出て、あいさつをさせていただいた。そして、戻りまして、その夜は7時から学童保育の関係で向こうの市民センターで保護者と会議を持ったところでございます。これが私の10月25日、26日の2日間の行動でございます。

私は、瑞穂市の代表としまして、やはり営業部長、セールスマンとして、しっかりと市民の負託にこたえるべく、そういった努力もしてまいりたいと思っておりますので、皆さんの御理解をいただきますようによろしくお願ひ申し上げ、こういったことを本会議では申しません。全協でもあれば申し上げますが、こんなことは初めてでございますけれども、せっかくの御質問でございますから、お話をさせていただきました。今後ともよろしくお願ひを申し上げて、私の答弁にかえさせていただきます。ありがとうございました。

〔3番議員挙手〕



議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 今、市長の方からいろいろと陳情に行かれたところを言われました。ということは、市長は、選挙のときにマニフェストというので選挙戦をやられたわけですが、このマニフェストには、必ず事後検証の実質化という責任、自治体経営を成果志向に変えていくという二つの大きな論点が後ろに隠れているということになりますので、陳情に行かれた以上、その結果が出てこないという意味がないわけですね。だから、今、市長が申されました、いろんな各ところへ陳情されまして、その中でどこどこが結果を出してくれたか。それをお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えさせていただきます。

陳情というよりも、要望ですね。要望活動して、どこに結果が出たかということでございます。まだ要望したばかりで、国の事情が、要望して、どこに結果が出た。そんなことは、どんな人がやっても、こんなことができるんだったら、本当に。御理解いただけると思います。これからまだまだ、今、治水の整備も道半ばですね。今やっただいております。治水もやってもらわんならん。そのお礼も兼ねて、続けてお願いします。やはりそのまちのトップが頭を下げて頼まれる。それは、人間がやっておりますので、行ったがいいか、行かないがいいか、御理解いただけると思います。

実は、これは国への要望ですが、県の方においても同じです。要望活動をしております。篠田県議とも一緒になって要望活動をしております。その結果が間もなく見えてまいりますので、ひとつ楽しみにしていただきたいことをお話し申し上げて、私の御答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 今、間もなく結果が出てくるというふうに答弁がございましたが、やはり自分の御信念でやられたマニフェスト、また陳情に行かれた。必ずこういう質問が来るであろうということは当然想定される範囲内です。ですから、中で、何々は大体このくらいのめどで御返答します。または、そういう傾向で物を考えさせていただきます。各責任官庁はそういう検討をしているはずですので、間もなくという、期限をきちっと出さないで返答するなんていうことは中央省庁に陳情に行った場合には出てこないと思います。だから、何年度で一遍考えてみます。または、瑞穂市の上部団体である岐阜県と相談しましてということが必ずついてくるはずなんです、そういうことはなかったでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、間もなくと申し上げましたのは、県の方でやっていただく事業でご

ざいまして、それは何かといいますと、道路の整備ですね。こういった関係のことで、これは県の方ですよ。今、私どもの代表でございます篠田県議がおられます。一緒に行動しております。そういう関係のことを言った。国の方で、そんな間もなく出せるようなあれはありません。そういうのを積み重ね、積み重ねてであります。現在やっていただいております。それを続けてやっていただく、そういったことが大事でございます、間もなくと言いましたのは、小さな工事で目に見えてくる県の仕事でございますので、そのことを申し上げたところでございます。誤解のないようお願いしたい。国の中央省庁のおのおのが、一遍行ったぐらいで、いついつどんな時期にやると。全国から1,800の市町村から来るわけでありまして。その場で省庁が答えられるあれは一つもありません。そのことだけ申し上げておきます。やはり継続性がある、継続は力となって結果が出てくるわけでありまして、その点、御理解をいただきますようよろしく願いを申し上げます。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 全国からいろんな陳情が出てきているというのはわかります。ですから、結局、陳情したときに、いつまでに御返事をいただきたいんですが、いかがですかというふうにしていかないと、一回の陳情で成就するとは思いませんが、そうしますと、向こうは、大体この辺までに御返答します。それなりの回答を出してくるはずですよ。そうしましたら、その回答に対して、2度目、3度目という交渉に入るのが普通の交渉であろうと。それには必ずこれは県がかみますので、県と相談して、うちの方に出してくださいとか、政府の方からそういう指導があって初めて陳情した意味というものが出てくると思いますが、そういうふうにして市長は思われませんか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今度、こういった要望活動はやらなくていけないとき、いろいろ申し上げるよりも、一遍一緒に御同行いただいて、そうすると、いかに大変かということがわかりますから、はっきり申し上げてここで言っても全く違いますから、そんな簡単な状況ではございません。ですから、私、今度御案内申し上げます。まず県の方へ早速、この議会が終わりましたら、道路の関係とか、そういう関係で要望に行きますので、ぜひともそのときに同行を願います。県がこんなんやったら、国はどんなふうやということも一遍にわかりますので、どうかひとつ同行して、今までなかったことを議員さんと一緒になって私は進めていきたいと思っております。産建の委員長にもぜひとも一緒に行ってもらおうと思っております。そういう予定をしておりますので、ぜひともよろしく願いをして、答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 今度、陳情に行くときに同行してくれということでございますので、同行します。ただし、多少きついことを私は言いますので、下手な中央官庁の答弁をいただきますと、何なんだ、おまえらということにもなりかねません。同行した場合には、議場で全部その内容を皆さんにお知らせする。これは私は責任持って言わせていただきます。ですから、やはり交渉というのは、何を、いつ、どうする。きちっとこれに返答をもらって、初めて私は交渉だと。何年度でやります。何年度で一遍考えてみます。そういうきつい詰め方をこれからしないと、日本全国700何市ある中で生き抜くためには、それが必要ではないかなあというふうに思います。ですから、非常にシビアな物の考え方をしていただきませんと財政が破綻してしまうということで、私が一番びっくりしましたのは、市長にお尋ねいたしますが、新年度から、財政破綻を食いとめるために地方自治体財政健全化法というのが施行されますが、この法について御説明をいただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 浅野君、今、市長の方から、通告にないというふうの。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） それでは、通告にないということでございますので、それに関連して通告には出してあると思いますが、市の職員の方の名札をつくられたと思います。これは、新しくつくられたんですけども、前の名札と今度つくられた名札、どういうふうに違うんですか。いわゆる見たところは、各職員が持っている身分証明書、いわゆる出勤のチェックするカードを胸に入れていただければ、そのまま通用するというふうにも解釈できますが、新たに名札をつくって、地方自治法の167条のところでは契約というのがあります、それと、瑞穂市契約規則の第4章の随意契約という条項で、法的にはいいんですが、いわゆる小さなお金も大事に使っていただくという観点からいきますと、いかがなものかというふうに思いますが、お願いします。

議長（藤橋礼治君） まず最初に、新田総務部長の方から説明してください。

〔発言する者あり〕

議長（藤橋礼治君） ちょっと西岡君、今、執行部の方からまず説明を聞いて、その後にしてください。

総務部長（新田年一君） それでは、市の職員の名札について、経過等を説明させていただきます。

御承知のように、職員の名札の着用につきましては、現在、以前と変えましてフルネームで記載、そしてまた顔写真を入れております。これにつきましては、いろいろと庁舎内で職員等がパソコン等を利用しながら、試行的にやってみたんですけど、鮮明さに欠けるというような

こともありまして、業者にお願いをしたというようなことがあります。

名札につきましては、市民から、職員であるというような認識、あるいは信頼感を持って相談していただけるというようなこともありまして、また職員としての責任感、あるいは倫理観を持つということで、職員みずからが住民サービスの向上につながるものということで、新しくつくり変えたということでございます。以上でございます。

〔発言する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡議員に申し上げます。一般質問のときにそういったことは控えてください。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 今、そういう目的でつくったという説明でございますが、それですと、今議会の最初の施政方針の中に、経費の効率化を推進する。それから、行政事務の合理化を図るというふうで市長の施政方針の中にありましたんですが、関連してお伺いしたいんですけど、それと、きのうの答弁でも地域格差ということでお話をされたんですが、瑞穂市内に地域格差があるんですか。お願いします。

〔発言する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 静粛にしてください、西岡君。本人は一般質問をしております。静粛に。市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 名札の関係でございますか。

3番（浅野楔雄君） 名札をつくられたという説明は、今、総務部の方から説明があったんですけど、公費をお使いになる中で大小は関係ないと思うんです。というのは、やはり次の予算を組むときにも、小さなお金だから、小さなことだからというふうにされないようにきょう私がお尋ねしているんですので、貴重な財源をそうめったやたら、今回は20万、30万の話だからということやっていっていただくと、せっかく裕福な財政を持っている瑞穂市も大変なことになるということで、やはり大きいお金、小さいお金にかかわらず、市民の方々からいただいたお金ですので、大切に使用していただきたいということでお尋ねしたわけです。ですから、こういう考え方について、どう思われるかということです。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 公費の使い方について、大小、大きなことでも小さなことでも、本当にむだのない、本当に効率的な使い方をせなあかんのやないか。そんな中でというお話ではないかと思えます。今回の名札におきましては、本当に一つのイメージもぐっと変わりました。そして、名前だけでなく、写真が入っております。名前だけだと、本当にこの人、こういう名前かということになるわけですが、名前と写真と載って、イメージががらっと今までと違いま

す。責任感も増してまいりますし、一つの大きなイメージチェンジではないかと。それに基づきまして、職員、一生懸命取り組んでいただいております。これは小さなことでございますけど、これによって、大きくほかの方の仕事の面にも波及してできておるのじゃないか。小さな経費がうまく生かされて、さらに職員のやる気も起こっておるんじゃないか、そんなふうに私は思っております。議員のおっしゃる、大きなやつでも小さなやつでもむだなことには使ったらだめですが、これは大きなイメージチェンジで、本当に仕事の能率が上がるような、やっぱり写真と両方載っておると気持ちが全然違います。そんなところでございますので、御理解をいただきますようお願いをして、私の答弁といたします。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） イメージチェンジを名札でもらっても困るんです。要は、市の職員の方のイメージチェンジ、これを指導していただくのは市長じゃないんですか。名札一枚でイメージチェンジってできるんですか。

それと、たかが二、三十万のお金だと思いますが、名札をつくられたお金は。だから、それでイメージチェンジできるものなら、もっとほかの方法でイメージチェンジできると思うんですけど、名札に固執しちゃ申しわけないんですけど、そう思われませんか、いかがですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） イメージチェンジと言いましたので、そういった御質問でございます。実は私、はっきり申し上げまして、職員に今までかつてないことでございますけど、今まで東南の庁舎、またこちらの庁舎も朝礼もいたしております。その中で、やはり行政は最大のサービス産業でございます。それは何から始まるかといったら、やっぱり市民の皆さん方に対するサービスですね。ですから、それにこたえるには何からかということで、まずあいさつからひとつ始めてほしい。気持ちのいいあいさつから始める。そして、同じ役所の方へ来ていただきましても、気持ちよく帰っていただけるような、こういったところから始まるんだということで、朝礼も私、向こうでもこちらでもしております。気持ちの入れかえ、そういったことをしっかりさせながら、こういった名札も、いろんな意味ですべて気持ちの持ち方のイメージをチェンジするためでございますので、御理解をいただきますよう、しっかり取り組んでいくといった意味でのチェンジでございますので、よろしく願いをして、答弁とします。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 今、市長の方は答弁がありましたが、これからいろいろとお尋ねをしていきます。きょうはいろいろ事情がございまして、もうちょっといきたいところなんですけど、この辺で質問は終わりますが、今後ひとつ市民の皆さんの心を理解して行政を行っていただき

ませんと、提案をしたが、つぶされた。それは議会の責任だと。一票の重さに十分シフトを置いていただいて、行政運営をしていただくということをお約束していただきたいと思いますが、約束していただけますか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 御答弁申し上げてまいりましたことにおきましては、きちっと約束をさせていただきます。当然のことでございますので、よろしくお願い申し上げます。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） ありがとうございます。これで質問を終わります。

議長（藤橋礼治君） 西岡議員に申し上げます。先ほど大声で通告が出ていないということでございますが、今、確認しましたら、市長に名札の件は通告しておりますので、一般質問のこの席では言葉を考えてお願いしたいと思っております。お互いに真剣にやっておりますので、よろしくをお願いします。

〔発言する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 通告してありますので、こういった場であまり口出ししていただくと。わからなかったら、ああいった言葉は、傍聴の方もお見えになりますので、考えていただきたいと思っております。

以上で、3番の浅野君の一般質問はすべて終了しました。

なお、議事の都合によりまして、しばらく休憩をとりますが、傍聴の方にもお話ししますが、きょうはこの21号線におきまして女子駅伝が開催されます。そういったことも踏まえまして、この議会、少し休憩を長くとらせていただきます。2時30分から再開をしたいと思っておりますので、ぜひ傍聴の方も応援に出ただけであればありがたいと、こんなふう思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、休憩に入らせていただきます。きょうはどうも御苦労さまでございました。

休憩 午前11時42分

再開 午後2時32分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は17人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

13番 山本訓男君の発言を許します。

山本訓男君。

13番（山本訓男君） 13番 山本訓男でございます。

ただいま議長のお許しをいただき、一般質問を行います。

通告に基づいて、2点にわたって一般質問をいたします。

まず第1点目は、5歳児健診の推進についてでございます。

現在、乳幼児健診は、母子保健法の規定により市町村が乳幼児に対し行っております。健康診査実施の対象年齢は、ゼロ歳、1歳6ヵ月、3歳となっており、その後は就学前健診になります。3歳児健診から就学前健診までの期間の開き過ぎは、特に近年増加している発達障害にとって重要な意味を持っております。なぜなら、発達障害は早期発見、早期療育の開始が重要で、5歳程度になると健診で発見することができるからです。就学前まで健診の機会がなく、ようやく就学前健診で発見されるのでは遅いと言われております。発達障害は、対応がおけるとそれだけ症状が進むと言われ、また就学前健診で発見されても、親がその事実を受け入れるのに時間がかかって、適切な対応、対策を講じることなく子供の就学を迎えるため、状況を悪化させてしまっているのが現状であります。

厚生労働省による平成18年度研究報告書によれば、例えば鳥取県の5歳児健診では9.3%、栃木県では8.2%もの児童が発達障害の疑いがあると診断されたものの、こうした児童の半数以上は3歳児健診では何ら発達上の問題は指摘されていませんでした。報告書の結論として、現行の健診体制では十分に対応できないとしております。発達障害者支援法は、国、都道府県、市町村の役割として、発達障害児に対し発達障害の早期発見のために必要な措置を講じることが定めております。

以上の事実から、全国各自治体では5歳児健診を実施する市町村がふえてきました。瑞穂市においても、こうした実施状況を踏まえ、ぜひ5歳児健診を実施していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

あとは質問席で行います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 5歳児健診でございますけれども、現在、当市におきましては、乳幼児に対しまして、発達過程の重要な時期に健診をしている状況でございます。4歳4ヵ月児、それから1歳6ヵ月、3歳児や、相談事では10ヵ月、2歳児を現在行っておるところでございます。また、発達には個人差もあることや、父母自身の気がかりな気づきを確認する場といたしまして、毎月2回、乳幼児相談を行っているところでございます。

これらの事業の中で、発達状況や育児に不安のある場合には、発達やかかわり方を促す場としまして発達支援教室や臨床心理士による相談を開設し、必要に応じて医療機関の紹介を行っておるところであります。

このように、障害児の早期発見の重要性が問われている中で、当市としましても、その点に重点を置きまして事業を推進しております。

また、就園後に集団生活の苦手な部分が発見されて、保育所との連携によりまして今後の対応を図る場合が多々ございます。

このような中で、5歳児の時点で健診より、むしろ今の子供たちがほとんど保育所、幼稚園

に入る現状を考えまして、日常行動を細かく観察する幼保での生活状況をとらえるべく、日々の福祉、教育部門との連携が重要でありまして、今も連携をとっているところでございますけれども、さらなる密な連携が必要になってきて、そちらの方でカバーをしていきたいと、かように考えている次第でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 山本訓男君。

13番（山本訓男君） 答弁ありがとうございました。

5歳児健診は、いわゆる幼児の生活習慣予防として、特に肥満細胞がふえ、完成してしまう時期が就学前にとらえられております。そうした食生活の指導、就寝・起床時間やテレビ・ラジオ等を見る時間、きちっとした生活習慣を指導するというのもやっぱり5歳前後が大事だと。これは医学的にいうと、肥満細胞というのが大体5歳ぐらいで完成してしまうと。だから、小学校へ就学したころではもう遅いという状態だそうです。そういうことを踏まえて、ただいま部長から答弁がありましたように、保育園と連携をきちっとって、保育園の先生とも連絡をとってやってもらうということも大事だとは思いますが、そういう中で、例えばこの子は意思の強い子やとか、そういうのがあると、かえってそれが障害児の前兆であったとかということが保育園の先生ではなかなか見分けられないということで、また専門の先生に診断をお願いしていただきたいと。そういう意味から、財政的には相当負担もかかるかと思いますが、ぜひ実現していただきたいと思えます。

次に、6月の定例会でも行いましたが、妊産婦健診の助成回数をふやしていただきたいということでございますが、いわゆる妊産婦健診には保険が適用されず、出産世帯の経済的負担が非常に大きいと。そのために、この健診を、国は5回までということで、おおむね国の基準を決めているそうです、助成制度。これは交付税算入でございますから、妊婦健診だけに使うんじゃなくて、ほかの子育て事業にも使われると思えますが、国が5回まで無料を実施した方が望ましいと言っております。それで、例えば県内では、飛騨市は15回ともやっている。それから、高山市とかお隣の大野町では10回まで無料健診をやっているというふうに各市町村とも回数をふやしてきております。そういう意味から、ぜひ瑞穂市においても無料健診をふやしていただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 先ほどの5歳児のところ、食育ということが考えられると思えます。こちらの方の教育指導も保健師、また栄養士等を使って指導をしていきたい、かように思っております。

妊婦健診の負担軽減ということでございます。これにつきましては、先ほど言われたように、6月の答弁でもお答え申し上げましたけれども、最近、高齢やストレスを抱える妊婦が増加を



している傾向にありますことから、母体や胎児の健康を確保する上で健診の重要性が高まっていること。また、少子化対策の一助として、厚生労働省より平成19年1月16日付、妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方についての通知がございました。

そこで、本市としまして、平成18年度におきましては、一般健診2回、35歳以上の妊婦超音波健診の1回の公費でありましたのを、今年度、19年度より一般健診の公費負担を1回ふやし、3回として実施をしているところでございます。また、その予算につきましては今度の補正で上げているところでございます。

また、岐阜県より平成19年9月4日付、医療機関に委託して実施する妊婦健康診査についての通知がありまして、県医師会及び県産婦人科医会との協議の結果によりますと、一般健診の内容の充実と5回程度の公費負担及び超音波検査については、年齢制限の撤廃と5回程度の公費負担の積極的な取り組みをと指示を示されておるところであります。

これを受けまして、本市としましては、妊娠届け出数は波があるものの、大きな変化はなく、少子化対策というよりは核家族化の進む中での育児支援対策が重要でありまして、低出生体重児数が全国より高率であるという状況から、平成20年度から一般健診内容の充実と、5回の公費負担といたしまして、超音波検査については年齢の制限を撤廃し、受診ができますよう検討していく予定でございます。これによりまして大体1,000万円程度の公費負担の増になるかと考えております。できるだけ未来の子供が健やかに育つようにということで進めてまいりたいと思っております。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 山本訓男君。

13番（山本訓男君） どうもありがとうございました。

今、少子化という時代にあって、少ない赤ちゃんすべてを健全な状態で育てていただくためにも、妊娠から乳幼児医療健診というのは非常に大事になってくると思いますので、ぜひとも、ただいま部長から答弁いただきましたように、もっともっと充実していただきたいと思います。私のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 以上で、13番の山本訓男君の一般質問はすべて終了をいたしました。

続きまして、4番 堀武君の発言を許します。

堀武君。

4番（堀 武君） 議席番号4番 堀武です。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

障害者の自立のための市当局の支援の現在の施策と今後の取り組みについて質問をしたいと思っております。

障害者自立支援法の施行で、日本でも障害のある人が地域で暮らせる社会づくりを目指す。

法律の理念はいいのですが、利用者の負担をめぐって議論が起きているのも事実です。特に国や自治体に十分な支援ができる仕組みを整えてもらいたいものですが、では、瑞穂市当局はどのように理解し、そして、どのように取り組んでいるのか、順次質問席にて質問をさせていただきます。

障害者には、主に身体障害、知的障害、そして精神的障害がありますが、現在市内に住まわれている障害者は何名くらいお見えになるのか。また、おのこの支援予算がわかれば御答弁願いたい。よろしくお願ひします。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 今、2点の質問かと思ひます。

まず1点目の、おのこの障害者の数につきましてどれだけかということですが、これ10月末現在でお知らせをしたいと思います。いわゆる身体障害者、身体に障害のある方ですが、1,301人、知的障害者の方が246名、精神障害者の方が112名及び医療証のみを所持してみえる方が252名見えます。

そして、おのこの支援予算でございますけれども、議員御承知のとおり、昨年10月より従来の各障害者別の福祉サービスが、自立支援法のもとで福祉サービスが一本化されましたため、各障害別の予算をお示しすることはできませんが、9月の補正予算後で福祉サービスにかかる扶助費だけを取り上げてみますと、2億3,103万9,000円という予算になっております。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

4番（堀 武君） ありがとうございます。

今、精神障害者112名くらいというお話なんですけれども、保健機関のお話によると、瑞穂市でも約1,000名くらいの方が心の病にかかっていると聞いておりますが、現実だと思ひます。

そこで、おのこの支援活動はどのように行われているのか、御答弁願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） この支援活動でございますが、国が定めました障害福祉サービスのうち、介護保険給付事業で10種類、それから訓練等給付事業で4種類、自立支援医療関係で2種類、補装具給付事業がございます。また、そのほかに、各市町村で独自に行います地域支援事業というのがありますが、瑞穂市では8事業を行っております。さらに、岐阜県の補助事業として6事業を実施している状況でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

4番（堀 武君） ありがとうございます。

福祉事業いろいろやられて、2億何ぼの予算をつけて行われるのも大変なことだと思いますけれども、今回、私は特に精神的障害者に対する市当局の理解ないし支援体制について御答弁を願いたいと思っております。というのは、精神的障害者、総合失調症、うつ病に対して、市民の皆さんの理解がまだなかなかされていないのが現状だと思います。

そこで、市長にお尋ねします。この前やられた瑞穂市社会福祉協議会主催の精神保健福祉市民公開講座を聞かれて、どのように感じられたのか。特に総合失調症、うつ病であられた方が治られ、社会生活をされている実体験を話されたと思いますが、どのように感じられたか、御答弁をお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 堀議員さんの御質問にお答えをしてみたいと思います。

市社協の主催の精神福祉市民講座を聞かれてどのように感じたかにつきまして、私は現在社協の会長でもございます。このことにつきまして、市の担当課職員が聴講いたしております。感想を聞いたところ、精神障害について基本的なことを学び、心の悩みや、あるいはその家族が地域社会で一市民として普通に生活していくことができるように市民の皆さんに少しでも理解していただくには意義のある講座ではないかと感じたということでございます。御案内のように、こういった精神障害の人について基本的なことを学び、心の悩みがある、あるいはその家族が地域社会で一市民として安心して暮らせるように、やっぱり地域が、社会が、行政が支えていかなくてはいけないと、こんなことを感じたところでございますので、よろしく願い申し上げます。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

4番（堀 武君） ありがとうございます。

そうということで、ぜひ市長にもいろいろ御理解いただいて、心の問題に関して取り組んでいただければ幸いです。

続きまして、瑞穂市社会福祉協議会主催の精神福祉ボランティア養成講座がやられて、せせらぎの会という精神的障害者のためのボランティアがありまして、活動をされていますけど、これは福祉協議会からのものですが、市当局はどのような考えをお持ちですか、御答弁願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） せせらぎの会という精神障害者の方々のためのボランティアについて、市当局はどう考えているかということでございますけれども、平成18年度までにおきましては、県の地域保健所である本巣山県センターにおきまして実施されておりました精神集団事業、通称グループワークといいますが、これが廃止されまして、市町村事業として引き

続き実施願いたいという要望がなされました。そのころ、市社協の指導のもと、せせらぎの会が設立されまして、市から社協へこの事業の実施をお願いし、社協におかれましてはせせらぎの会を念頭に置きまして事業の実施を受けていただけたのではないかと感じております。せせらぎの会なしでは本事業の実施は難しかったのではないかという感じを今受けておるところでございます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

4 番（堀 武君） そのような計画のあるせせらぎの会ですけれども、ぜひ発展的に御支援願えれば幸いです。

そのようなことで、今、市民の皆さんが心の病を正しく理解していただくためにも、9月の議会の際に一般質問させていただいた教育の現場でも精神的な問題を取り上げてきたのですが、ここで児童民生委員の皆さんにも聴講していただけるよう市当局より働きかけていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 民生委員会におきましてこれからも随時研修を実施してまいりたいと思っております。また、県の本巣山県センターからも精神障害につきましても研修依頼がございまして、他市町村に先駆けて研修会を実際実施いたしております。それなりの認識等を委員の皆さんにはお持ちかと思っておりますが、このような講座をできるだけ聴講していただけるよう、またPRをしていきたいと思っております。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

4 番（堀 武君） ありがとうございます。前向きのお話を聞きまして、安心をいたしました。

さて、年間3万有余の自殺者が出る現代社会の不安定な状態は、いつ、だれでも、心の病である統合失調症、うつ病にかかるということを理解していただき、また環境カウンセリング、薬等によりこの病を完治し、また進行を抑え、社会復帰を可能にすることができるということを御理解ください。そのためにも、この病に対して市民の皆さんの正しい理解が必要です。そのためにも市当局の一層の啓蒙活動をお願いし、また活動状況があれば、御答弁願いたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 精神障害者の方々の社会復帰につきましては、やはり市民の皆さん方の理解が必要だということは十分痛感をしているところでございます。

それで、市民の皆さんに対します啓蒙活動につきましては、広報等により、あらゆる機会を

とらえまして実施をしてみたいと、かように考えております。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

4 番（堀 武君） やはり市当局は、市民の方に理解していただけるように働きかけていただけるという、その底辺が一番肝心だと思います。

そこで、現在行われている臨床心理士による心の問題の相談が、月 2 回、先着 3 名とのことでございますけれども、申し込み状況はいかがですか、御答弁願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 現在、精神関係の相談は、県、市及び社協でそれぞれ実施をしております。議員の質問は、社協が老人福祉センター相談室で毎月第 2 金曜日、第 4 火曜日に実施しているものでございまして、平成 17 年度 34 件、18 年度 27 件、19 年度は 11 月末現在で 16 件でございます。

市が実施しておりますのは、鶺鴒、ふなぶせ及びせいすいの 3 事業所で、これは岐阜圏域全体が委託をいたしまして、本市においては月 1 回、第 3 木曜日に 3 事業所持ち回りで総合センター相談室で実施をいたしております。相談件数につきましては、19 年度、これも 11 月末でございますが、8 件でございます。

最後に、県の本巣山県センターにおいては、隔月、一月置き、挟みでございますが、年間 4 回相談日を設けられまして、相談件数は、18 年度 11 件、19 年度 11 月末で 14 件であります。

なお、知的障害者についても、岐阜圏域で 2 事業所に相談事業を委託しまして、毎月第 2 水曜日に豊住園、すみれの家及び総合センター相談室において、事業所、会場ともに持ち回りで相談を受け付けております。この相談件数は、本年度 11 月末で 12 件ございました。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

4 番（堀 武君） いろいろお話を聞いて、そう状態からうつ病になり、そういう極端な病気になる方の相談の件数はいかに少ないかと思うんですけど、やはり相談を気楽にさせていただけるというか、そういうような雰囲気というのをつくっていただけると一番幸いだと思いますけれども、さて、障害者自立支援法の施行で、障害のある方が地域で暮らすためには、地域の皆さんの理解がなければ到底不可能なことだと思います。そのためにも、市当局、関係機関、そして理解者であるボランティアの皆さんとの連携を密にし、地道な活動がよりよい結果を得るのではないかと思います。質問に関しては終わらせていただきます。

最後に、これは朝日新聞の一節ですけれども、「知的障害者、愛する人とまちで暮らそう」という、これは先進県の事例ですけれども、おつき合いいただいてよろしいですか。

「長崎県雲仙の社会福祉法人愛隣会が営む知的障害者のための二つの入所施設、コロニー雲

仙と雲仙愛隣牧場がこの春閉鎖された。入所者が全員各地のグループホームなどに移った全国初の事例になった。巣立った500人余りが地域で暮らしている。岩本友広さん（31歳）はプロの和太鼓チーム瑞宝の団長だ。妻、友子さん（31歳）、2歳の長男、勇樹君と家族だけのケアホームを出て活動している。瑞宝太鼓のメンバーは6人、全員知的障害者である。しかし、演奏は高く評価され、年に100回ほどの公演を行う。岩本さんの年収は約270万円だ。2人はコロナ雲仙で知り合った。しばらく交際した後、市内で家庭を持った。困ったことが起これば、ケアホームの世話人が相談に乗ってくれる。どんなにいい介護をしても、施設は特別の場所。だれもが愛する家族のそばで暮らすことを望んでいる。

閉鎖を目標に、30年やってきましたと、理事長の田島良昭さんは話す。施設では、一般の会社でも働けるようにマラソンなどで基本体力をつけた。職業訓練の場を設け、一人ひとりが製麺や畜産の知識と技術を身につけた。職場への定着率は8割近くと、驚くほど高い。一方、入所者のふるさと周辺に少人数で共同生活をするグループホームを建てたり、借りたりした。手厚い介護が必要な人には職員が泊り込む。生活全般を支える地域サービスセンターを県内4カ所に設け、反対する親たちや地域の不安を解いた。施設内で愛をはぐくんだカップルには結婚生活や子供を育てる支援をする。既に30組の夫婦が誕生している。欧米各国はだれもが住みなれた地区でと脱施設の流れを進めた80年代になっても、日本は入所施設をつくり続けていた。今も約1,700の施設で12万人ほどが暮らす。社会から離され、プライバシーも守れない相部屋で過ごす人生を想像してみしてほしい。

今週は障害者週間だ。障害者自立支援法の施行で日本も障害のある人が地域で暮らせる社会づくりを目指す。法律の理念はいいが、利用者の負担をめぐって議論が起きている。国や自治体は十分な支援ができる仕組みを整えてもらいたい。

長野県駒ヶ根市にある施設、長野県西駒郷も、5年間で入所者の半数に当たる209人を施設から送り出した。地区生活支援センター所長 山田優さんら職員が入所者と話し合いを重ね、障害の軽減ではなく、支援体制の整った人から移っていく方法をとっている。思いがけない効果があった。県内の民間施設もそれぞれ積極的に地域移動の支援を始めた。グループホームは合計200所になった。やればできる。これらの例はそう教えてくれる。入所者の願いにまじでこたえ、本気で寄り添えば、施設と地区の住む道が見えてくるはずだ」と、このように朝日新聞の一節に書かれておりますように、地域の皆さんに理解してもらおうのは、やはり底辺である行政の力というものは大いに必要なものですから、その辺の御理解をいただきたいと思います。

私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、4番の堀武君の一般質問はすべて終わりました。

続きまして、8番 熊谷祐子君の発言を許します。

熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 議席番号8番、改革の熊谷祐子です。

藤橋議長のお許しを得まして、一般質問を始めさせていただきます。

私の本日のテーマは、瑞穂市の子育て支援策について、大きいテーマはこれ一つだけでございます。

このテーマについて、個別の問題と全体的な問題二つについて質問させていただきますが、個別の問題については3点、一つ目、学童保育について、二つ目、児童館のようなところの必要性、確保について、三つ目は通学区域の弾力的運用の問題点と今後の方針について、それから全体的な問題につきましては二つ、行政内の連携についてと、市民、現場、関係者の連携についての2点について質問させていただきます。

以下、具体的にもう少し細かくは質問席からさせていただきます。

まず、瑞穂市の子育て支援策、個別の問題についての一つ目でございますが、学童保育を上げさせていただきます。学童保育につきましては既に何人かの議員が質問し、答弁をいただいておりますので、なるべく重ならないことをここでただしたいと思います。

これを短期と長期にわたって、この二つに分けさせていただきます。まず短期の問題というのは、具体的に来年の夏休みをどう乗り越えるかと、このことでございます。

平日も既にパンク状態のところが多いのですが、夏休みはさらにふえますので、ふだんは一、二時間は留守番させるけれど、夏休みは朝から留守番させることはできないというので、利用希望者がふえますので、全くのお手上げ状態のところがあります。しかし、夏休みだけ利用を初めから許すということができないものですから、この方たちはふだんから登録をしているので、ふだんの人数が余計ふえております。

まず、農協を購入し、整備し、対応していくという計画がございまして、今までの御答弁を聞いておりますと、具体的に農協を買って対応したいというところは、牛牧小校区と南小校区のようにお聞きしていますが、これでよろしゅうございますでしょうか。ちょっと確認をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 学童保育のことにしましては、これまで何人かの皆さんから御質問いただいております。

農協を利用してというところでございますが、現在、牛牧小校区におきましては、南部のコミュニティセンターにて実施をしております。児童数の増等によりまして、牛牧農協の空き部屋の利用も考えておりますが、これは耐震の関係、そういう関係が間もなく出てまいります。そういったところでいけるというようなことございましたら、議会にもお話し申し上げて対応してまいりたいと、このように思っております。そして、南小学校も現在民家をお願いしておりますが、ここを利用しながら、夏休みは耐震の関係とか、

そういったことがクリアできれば、ここも利用しながら対応をしていきたい、このように考えております。もう一つ、生津小学校も、ここは耐震も非常に大丈夫だということでございます。こういったものも踏まえて考えてまいりたいと思っております。いずれにしても、来年度はまず西と中小を公設公営でできる形に改造させていただき、そして、1年かけましてそれぞれの地域も対応できるように、何とか頑張っていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて、答弁とします。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） それで、牛牧と南小に限って、さらに確認させていただきますが、夏休みまでにこれが間に合えば、つまり7月までに購入、整備できれば、夏休みだけ預けたいという人がいるわけですから、ふだんの人数も減るんですね、多少。まずこの二つをお聞きしたいんですが、7月までの整備というのは、見通しとして、今、耐震とか姉齒事件の余波で大変書類上難しくなっているというふうにお聞きしておりますが、見通しとしましては、7月20日ぐらいからですか、間に合いそうかどうか、牛牧小と南小について御答弁いただけますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 牛牧の農協、それから鷺田の農協でございますけれども、現在、耐震調査をしてもらっているところでございますけれども、果たしていいのかどうか。先ほど、市長が生津はと言いましたけれども、生津は57年ですからいいですけれども、その二つについてはちょっと古いですので、耐震調査がどのぐらいの数値が出てくるということはまだしっかり私どもつかんでいない状況です。そのつかんだ状況によりまして、本当に応急的な直せるのかどうかというのがまだつかめませんので、それをつかんだ状態で、あと、これから夏休みにかけてどうするかということも早急に対策を立てたい、かように思っております。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 生津小についてもお答えいただきまして、生津小の方が耐震が大丈夫だということだそうで、生津小につきましては、今月に行われた、先月、来年度の学童の説明会で17人の希望があるそうです。それで、4月にはどうせ間に合いませんので、郷土資料室というのをとりあえずあけてもらえばスペースがとれるんじゃないかというふうにお母さんたちは思っていますので、どうしてこの場でまで言わなきゃならないかということ、やっぱり各施設は自治会と共用している施設が多くて、そうすると、自治会が、それはどかしてもらっては困るとか、それから行事等入れるわけで、大変その辺が学童専用では使えないという事情があることも非常に使いにくくしているわけですので、生津小につきましては、極力郷土資料室を広



くあけていただくように、公設ですのでね、これは。公設公営の話、公営民営の話ではなくて公設の話をしておりますので、場所の確保というのは市の仕事ですので、生津小については自治会と郷土資料室をなるべくあけるといいう方向で4月までに調整していただきたいと思ます。

それで、牛牧小、南小、それから穂積小ですが、つまり来年度の4月からの学童の説明会が行われていまして、私は1ヵ所見に行ったんですが、そうしますと、やっぱり質問が出るわけですね、新しいお母さんから。夏休みだけは預かってもらえるんですかと。それだったら、ふだんは登録しなくてもいいからと。そうしますと、今、民営ですから、運営しているお母さんたちが説明するわけですが、見通しが全くわかりませんという説明ですね。そうしますと、やっぱりふだんも登録しなきゃならない。人数は多くなるし、もちろん費用もかかるわけですので、わかり次第、夏休みだけでも預かってもらえるのかと。場所が公設として確保できるのかということ、見通しがつき次第、各校区のお母さんたちには連絡してあげていただきたいと思ます。

穂積小校区のことに限って、次に質問したいんですが、ここは現在も45人になっております。雨の日は一切外では遊べない。それから、お葬式とサークル活動もあそこは貸している、優先だそうです。そうしますと、ホールも使えないと。45人の子が、雨の日、行事がある日に重なりますと、入り口と畳の部屋に転がってるみたいなことを言いましたけど、そういう状態の中で、説明会では、これは少なくてびっくりしましたが、11人説明会に聞きに見えていました。11人しか入らないとしても、ことしの45人よりはふえるんだそうです。ということで、4月から45人よりもっとふえるわけですので、緊急にどうしてももう1ヵ所場所が欲しいと。これは、前松野市長のときから交渉していたという話ですが、今、市からは、市民センターの談話室が使えないか、対応できないかという話があるということですが、お母さんたちも言っていたらっしゃいましたが、あんなところに閉じ込めていくということは大変無理だと思うんですが、例えば小学校に郷土資料室が1部屋改築をして、4教室を普通教室につくった中の一つ、郷土資料室があって郷土資料がいっぱい置いてありますが、例えば夏休みだけでもあそこをあけて対応するとか、そういうことは到底無理なのか、一度考えてみたい程度なのか、学校施設ですので、福野教育長職務代理人、ちょっとその辺いかがでございましょうか。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理人。

教育長職務代理人（福野 正君） 学校敷地内、実は管理者は学校長なんですね、各学校は。そことの調整がうちとしても必要なんです。基本的には、いつもお話ししているように、別玄関でブロッキングができる。管理人が管理しやすくして、お互いにですね。1教室だけあけるといっても、結局トイレも必要ですし、水回りも必要ですし、恐らくクーラーも要るんでしょうね。学校は暑いんで夏休みにしてあるんですが、通常の教室は入っておりませんので、そん

なことを考えますが、検討の余地はあるかもしれませんが、若干難しいという考えです。

例えば、もう一つ言うと、今、別玄関でといいますと、体育館の2階に2部屋あるんです。クーラーはついていません。暑いです。水回りはあります。極論ですが、それは今言っております体育館の学校開放施設なんです。学校開放施設ですね。一般的には学校は開放しませんが、学校を開放するときには、社会体育に生涯学習課の方で学校開放施設として使っておりますが、これももちろんクーラーは入っておりません。緊急対応で入るとしても、2階ですので西日が入りますし、かなり暑い場所ですので、そんなところを本当に子供たちの居場所として最適であるかどうかという問題もあるかと思えます。答えになっていきますでしょうか。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 公設の場の確保ですので、最適なんていうことは、恐らくお母さんたちは今の段階では望んでいないと思うんです。検討の余地というのを、少しでも公として義務があるわけですから、誠意をもって広げていただいて、決定ではなくて、話し合うと。そんな場でも、できればあけたいけどどうかとか、そういう話し合いでぜひ余地を広げていただきたいと思えます。

次に、夏休みの対応に戻りますが、これが農協とかが間に合わなかった場合ですね。昨年度、夏休みが終わった段階で、来年度は各校下でやってもらいたい。平成20年度の夏休みは各校下でという話があったように伺っておりますが、もし牛牧、南小、生津、穂積、施設が間に合わなかった場合、以前やったように、就業改善センターや牛牧北部コミュニティセンターを夏休みだけの場所に確保するという用意はいかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 耐震の結果を見てみないとちょっとわからないわけですが、一応巢南地区につきましては、現在就業センターを充てていこうかという考えで今からおるわけですが、穂積地区でどうしていくかということでございますけれども、北部防災センターである程度できないか。また、今の南部コミセンの方でももう少し広げてできないのか。いわゆる大広間といいますか、集会室といいますか、使ってでもできないのかということも頭に入れて、調整をとってまいりたいと思っております。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） ここにいる皆様、それから関係者の皆様も全員公設でやっているということはもう承知でいらっしゃるわけですし、今まで瑞穂市の小学校は増改築が毎年のようにあったにもかかわらず、その都度、ここで要望してまいりましたが、学童の部屋は考えておりませんという対応であったわけですから、そのしわ寄せがここに来ていて、これを何とかしたい

と考えるのがとても難しい、苦しいということは私も重々承知しておりますが、できるだけお母さんたち、子供たちに公設としての誠意を見せて、少しでも前へ向くような対応をお願いしたいと思います。

この短期の問題について、もう1点だけ。兄弟で学童を利用する場合がありますが、というのは、兄弟で低学年と高学年の子がいる場合に、低学年の子が先に一人だけで帰らなきゃならないわけですから、それで学童に預かってもらっている。そういう子もいるわけですね。そもそも場所が人数的に足りないわけですから、こういう子について、高学年のお兄さんなりお姉さん、4年生以上の子を待つ場を学校の中で、例えば図書館とかという要望が出ていますが、人数も多くないわけですから、何とか待つ場を用意していただけないだろうかという要望が出ておりますが、そうしますと兄弟2人そろって帰れますので、2人、または3人いるかもしれませんが、もう学童を利用しなくて済むんだそうですね。こんな小さい細かいことからでも、ひとつ解決になるわけですからと思うんですが、これも学校施設でございますが、いかがでございますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 各学年、授業が終わりますと通学班で帰っていきますね。そこで、だれかしらんが残って、図書館で残っていきますよね。その辺の点呼といいますか、その辺のやりくりが必要になると思いますし、そこで子供を見ている人が必要だと思うんですね。お兄ちゃんに引き渡すのか、ちょっとその辺の方法があると思います。その辺の方法論、それから、そこで管理をする人、そういうことを調整する必要があるかと思います。場所的には、あいている時間ですので、できるかなと思うんですが、あと、ここで面倒を見る指導員の方をどういうふうに確保していくんだとか、要は低学年は早く終わるんで、受け入れて、そこで点呼をとって、お兄ちゃんに引き渡していくという作業を確実にやらないと、やっぱりそこまでが、通常は通学班で確実に帰してしまいますので、家へ着くまでが学校の責任というところもありますので、ちょっと即応はしかねますが、そういう方法があることはあるだろうと思いますね。ただ、若干の工夫が必要かなというふうに思います。調整をする必要です。一回検討をしてみます。そういうことでいかがでしょうか。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） お母さんたちは、じゃあ保健室なら保健師さんが見えるからどうだろうかとか、いろいろ言われるんですが、お母さんたちも、場所がないために、人数的に狭いために、これをどうにか減らしたいということで、苦肉の策でこういうことを考えられるということは承知しておみえだと思うので、ぜいたくで言っているわけではありませんので御理解いただいていると思いますが、ぜひ検討をして、検討の上で、やっぱりこういう点で無理だとかい

うことなら、まだ気がおさまると思うんですけど、ぜひ検討をしてみたいと思います。

次に、長期的なことを一つだけ質問させていただきますが、一番人数が多くなるのは穂積小学校校区です。これは、本来ならば40人とかの定員を設けるべきところだと思うんですね。北方町なんかで、一番新しくつくった南小学校、もう何年前になるんですかね、4年ぐらい前になるんですかね。つくられたところは、新設ですから、最初から一つ学童室をつくったわけで、ほかの二つの小学校と同じように40人定員だったと思いますが、これを超えたときに、もう3年生は一切預かれませんというふうに、1・2年だけで40人なのでというふうに断りました。それでも、3年生を預かってほしかったら、あとほかの二つの小学校へ通うとか、転校してくださいということまで出されましたね。つまり、何を申し上げたいかということ、瑞穂市は学童について最初にきちんとした出発をしなかったために、それから、北方町のように3小学校校区が同じような状態じゃないわけですね。西小と穂積小では本当に大都会と利用者が少ない田舎ぐらいの差があるという、地域差が物すごくあるわけです。それで、穂積小学校につきましては、もちろん民営ですから、お母さんたちが受け入れられるだけ受け入れてきたことで、今度は45人も超えるということ、一体定員が何人なのかという線引きができない状態なわけですね。ですから、この先、何人で定員にするかというのが問題になってきますが、その前に、駅西会館という学校から遠いところで、地域の人と共有しているところで、農協も近くにないということですから、先ほど、郷土資料室を申し上げましたが、学校校舎の中か、または敷地内か、または隣接地か、いずれかの方法を来年度以降に向けて対応せざるを得ないわけです。穂積小学校はプールの土地も買って、学校の外に建てましたし、それから保育園なんかは駐車場を、これは借りているのか買ったのかよくわかりませんが、多分買っていますね、各保育園は。ああいうふうに、全く土地も建物もお金を使わないでやるということがそもそも今まで無理だったと思うんです。ですから、隣接地か、近隣地の土地を買って、そこに建てるか、または駐車場ですね。職員か、お客様かの駐車場をそちらへ持って行って、保育園はほとんど駐車場が園の外だと思うんですが、そっちへ持って行って、あいたところにプレハブを建てることはできると思うんですが、瑞穂市内で一番学童の利用者が多いここに、きちんと何人までの定員に対応できるという施設にお金をかける必要があると思うんですけれど、さっきちらっと話が出ました。もう一歩進んだ御答弁をよろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。見通しだけで結構です。まだ具体化していないことはわかっていますので。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 学童保育の関係で具体的にいろいろ中身に入りまして御質問をいただいております。本来でございましたら、この問題、当然早くから公設で対応しておればこんなに困らなくていいわけでございます。実は、他の市町におきましては既に早くか

ら公設公営でやられておるわけでございます。そんな中におきまして、ここはできなかったということで、公設民営であります。これは限度がありまして、狭くなったとか、いろんなことで問題が出ておるところでございます。やはりこれは公設公営でしっかりと安全・安心、学校が終わって移動するにも安全・安心でできるだけ、御指摘がございますように学校の敷地の中であれば一番いいわけでございます。どうしてもない場合は、隣接地ということで対応していかなくてはいけない。先ほどから出ております農協の関係とか、いろいろ含めまして、特に穂積が一番問題でございます。先ほど、吉村議員さんからこんな話が出ておるが、議会に話なしでということでございます。そんなところから心配して、話をされたことで、私ども、部長とも本当に何とかしなくてはいけないなということでも話をしておったところございまして、そんな話が出てまいりました。いずれにしましても、この1年間に何とかひとつその整備をしてまいりたいと思っております。まだ、今の段階ではそれしか私から答弁できません。このことに関しまして、しっかりと取り組んでいくということだけお答え申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8 番（熊谷祐子君） ぜひここで、初めてと言ったらいいでしょうか、きちんと定員も設定した施設に予算を使っていたきたいと思います。

次に、学童は終わりました、本日、私が一番最重点項目にしたいと思っております瑞穂市には児童館的な場所が必要ではないかと、このことについてに移らせていただきます。

皆様御承知のように瑞穂市は岐阜県下で一番人口増加率が高く、平均年齢が若いまち、つまり子育ての人たちが多いというまちですが、今まで児童館的なものを一つもつくってきませんでした。御承知だと思いますが、児童というのは0歳から18歳までを指しております。この中で、二つに分けて、まず一般的に子育て支援と言われる3歳まで、乳幼児までの親子支援としての施設と、それから青少年期と言われる中・高校生まで含んだ集団教育をやっている、いわゆる児童館を利用する。こういう二つに分けたいと思います。

まず、子育て支援施設、3歳までの親子が使える。これについて、二つ施設を検討していただきたいということを申し上げます。

穂積地区には旧別府保育所、旧ですね。これの建物を残すということですので、これが子育て支援施設としてできるのかどうか。それから巢南地区だと瑞穂市福祉センター内保健センターというのがございますが、これのことについて、それぞれ質問させていただきます。

旧別府保育所を今議会でも3,500万円補正予算が出ておりますが、全部で1億2,000万円かけて整備するわけですが、これをどういう利用の仕方をするのかということが、新聞、それから子育て支援の協議会、それから私が聞いたこと、それぞればらばらでよくわからないので、ま

ずここで、今の段階でどうなのか、お聞きしたいと思います。

私が質問しましたのに対する回答では、まだ何も決まっていないと。かぎつきで、利用するときだけかぎをあけるか、または常時、指導員みたいな支援する人を置いて、ふだんあけておくか。保育園が使うか、子育て支援施設に使うかというのも一切決まっていないというのをいただいたのが12月7日だと思います。ところが、新聞を見ますと、11月29日には、岐阜新聞でしたか、旧別府保育園の残す建物については子育て支援の拠点として使うというふうに書いてあります。この前日、28日に次世代育成支援行動計画の協議会、1年に1回だけ協議会があるわけですが、これが開かれておりまして、傍聴させていただきましたが、そのときにも子育て支援拠点の施設としてこの旧別府の残す建物を開放してほしいという要望が関係者からこの会議の中で非常に強く出されておりますが、担当課の答えは、皆様方の忌憚のない御意見を伺いまして検討していきたいと思っておりますということでしたけど、1億2,000万円の積み上げというのは、もう設計、それから具体的な建築の積み上げでもう出ていると思うんですが、初めにどういう使い方をするかという目的、見通しがなければ、例えば、じゃあ小さい子供を連れて使えるお手洗いの設計になっているのかとか、それから、普通保育園の床というのはつつるなんなんですが、小さい子をつれているところは今の児童室のようにカーペットを敷き詰めると思うんですが、今のところ、私、二つぐらいしか思いつきませんが、そういうことから、お金の使い方、設計が違ってくると思うんですが、今、三つ言いましたが、新聞、子育て支援の協議会、私に対する答えと、一体どれでしょうか。つまり、常時あける子育て支援拠点として利用できるのかどうか、御答弁いただきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 11月29日、ちょっと私、岐阜新聞に載った理由がわからないわけですが、議運をやった後、多分そうだと思いますけれども、いわゆる広義の意味での子育て支援ということで発表があったんじゃないかと思っております。

それで、1億2,000万かけてということでございますけれども、私どもも、この前、総括質疑で申し上げましたとおり、欲張りな設計をお願いしておるわけでございます。つじつまが合わないがということでございますけれども、こんなことにも使えるような、こんなことにも使えるような設計をお願いしたいということで申し上げて、本当にいろんなところから検討して設計をいたしておったわけでございます。その中で、それだけのものが何とか使えるんじゃないかということで、実際ポイントをどこに置くかということになるかと思っております。これをこれからしっかり見詰めていくべきだと思っておるわけでございます。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 12月11日に厚生常任委員会で残す建物の設計図が出ました。午後、新し

い別府保育園を視察させていただきましたが、その結果わかったことは、建物につきましては、新しい別府保育園はすばらしく広い。特に遊戯室は、私のような大人でも、わあ広いと言うぐらいですから、あそこの定員は200人超すと思うんですが、乳児はあそこで遊ばないと思うので、幼児だけがあそこで雨の日でも遊ぶのは十分だと思うんですね。そうしますと、こちらに文書でいただいたように、雨の日は旧の建物の遊戯室を使うということには恐らく必要がなくなる。雨の日にわざわざあちらの狭い遊戯室まで行く必要は全くないんじゃないかと。ただ、庭につきましては、非常にやっぱり、ここに設計が出ましたときに私は反対しちゃったんですが、懸念どおり物すごく狭いものですね。だから、旧別府保育園の園庭は多分使うことになると思うんですが、建物は大変広々としたものですので、残す旧別府保育園の建物を新しい別府保育園が使うという必要がないと思うんですが、いかがでございますか。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 私ども、当初、設計の段階で入れておりましたのは、別府保育所もそこが使えるようなことも考えておいてくれということで設計の依頼をしてございます。先般、新しい方の遊戯室を見ていただいて、非常に広いというふうに感じられたのはそうだと思いますけれども、どのように保育をやっていくかということ、これもまだ園長と最終的に詰めておりません。ですから、そこら辺のところも調整をとりがてら、これからの旧の別府保育所の建物をどう使っていくかということも考えていかなければならないことだと思っております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8 番（熊谷祐子君） これからまだ詰めていくということですので、子育て支援、親子連れが来る、3歳未満児の子供を連れてくる場所としては、どういう条件が必要かということをお願いしたいと思います。今、親からも出ている要望です。

毎日行ける場所である。お弁当を持って行ける場所である。それから、うち遊びと外遊びが自在にできる。つまり庭へ出て、2歳からは外の空気も触れさせる必要があるということはこの間も次世代の協議会で元の園長先生がおっしゃって、親からももちろん出ているわけです。四つ目、お父さんも行きやすい。これは、今の児童室が満杯であることと、その満杯のときにお父さんが来たら、こんなに若いお母さんがいっぱいいるところに、おれ、いられないよと言って帰っちゃうお父さんとかいますので、もっとゆったりとパパも行きやすいところ。それから五つ目、相談員、管理者が常駐していること。子育て支援の助言ができる人がいること。それから、個人でもサークルでも使える。今度の場所は1階だけで四つ部屋がありますので、これは可能ではないかと思えます。六つ目、個人、サークルの交流ができる場。七つ目、建物の1階が使えること。それから、駐車場に近いこと。これはベビーカーを押しながら、上の子の手を引いて、駐車場からエレベーターを使って2階まで行くということは大変危険でもあるし、

そして雨の日など、その上、傘を差してというのは本当に無理なんですね。ですから、今、八つ申し上げましたが、これが子育て支援拠点の条件ですので、こういう建物が一つもないわけですから、ぜひ穂積地区に旧別府保育所をこれに充てていただきたいと思います。

次に、巢南地区でございますが、これは複合センター内保健センターが、極端に言えばあかすの間になっておりますが、そもそもこれは設計時点では巢南町だったわけですが、合併後1年目に開館しましたが、設計段階では巢南町が設計したと聞いておりますが、設計段階で、2階の、今、児童用図書館ですね。あそこは非常に特色を出しまして、主に児童用の図書館として整っていますが、ここと一体化した設計だというふうに伺いました。ですから、1階の保健センターには床暖房が整い、それから事務室から、その外はプレールームという名前がついているんですね。プレールームは全部ガラスになっていて、見通せるようになっています。そしてエレベーターもついております。つまりあの建物は、全体として巢南の方が子育て支援拠点として使えるという設計をしたというふうに伺いました。これが設計のことです。

それから、資金は5億6,000万円のうち4億円が旧巢南のお金ですね。国・県の補助は1.3億円、瑞穂市のお金は2,000万円だけでした。それから、条例上使えないかといいますと、あそこは総合センターの保健センターの項目に従うということで、この中には、市長が定めたことには使えるという項目がございます。

以上の点につきましては、私は、平成16年の9月の定例会で松野前市長に、常時あけてくれということをお願いしたわけですが、そのときの執行部のお答え、前市長のお答えは、国・県の補助金をもらっているのが子育て支援拠点としては目的外使用となり、向こう二、三十年はそういうことはできないというお答えでしたが、これは岐阜県の健康政策課に問い合わせましたら、そんなことは一切ないというお答えでございました。県庁の健康政策課、市町村の保健センターの事業について、県に届け出の義務はない。子育て支援拠点のような目的のために常時開館しても、県から一切クレーム、指導がつくことはない、というお答えをいただいております。ということで、あそこを巢南地区の子育て支援拠点として、ぜひ有効利用をしていただきたいと思います。これから検討の余地はありますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 巢南の複合センターでございますけれども、一応保健センターという名前がついているわけでございます。私もちょっと見たり何かしているわけでございますけれども、一点思いますのは、今回新しく事業が始まります特定健診ですね。その後の事後指導との関係がどうなってくるか。いわゆる国保だけじゃなしに、他の保険者から依頼がどれくらいあるかということも少し考えてみたいと思います。これを見るのは、大体来年1年見ればどのぐらいの委託があるかということも考えられます。それによって、保険者がどれくらいいるかということも全体に考えなければなりませんので、その状況を見きわめて、また考えてい



きたいと思っております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8 番（熊谷祐子君） 先ほど子育て支援拠点としては、毎日行けるという条件を言いましたけど、もちろん月水金だけとか、そういう使い方でもいいわけですし、保健カレンダーを見ますと、巢南の保健センターは土・日を除く22日ぐらいで、半分ですね、使い方が。半分以下になっています。しかも半日です。ですから、有効利用するためにも、本来の目的で設計されているわけですから、ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、堀市長のお考えをお聞かせください。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、市民部長からお答えをさせていただきました。そこら辺も踏まえまして、旧巢南の方におきましては、就業改善センターの方もいろんな部屋もたくさんございます。そういったことも踏まえまして、十分に検討して、何らかの対応をしてみたいと思っております。先ほど、県の子育て支援課ですか、そちらの方、自由に使ってもいいというような、まさにいかに補助金であろうとも、やはり皆さんの税金でございまして、それが有効に使われて初めて施設は生きるわけでございますので、そこら辺も踏まえまして十分に検討して対応したいなど。庁舎内も十分連携とりまして、何とか対応できるように前向きに検討してみたいと、このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8 番（熊谷祐子君） 先ほどの答えは県庁の健康政策課でした。保健センターの管轄のところですが、以上で、旧別府保育所と巢南の保健センターを3歳までの子育て支援拠点として使えないかという話でございましたが、もう一つ、ほづみ幼稚園の今後の使い方でございますが、現在、保育園は5歳まで通えるようにするという動きになっていまして、平成20年度で9保育園のうち7保育園まで5歳児を預かることとなります。後に、保育園は増築しなければならないということなんですが、こういう流れですとほづみ幼稚園の人数というのは減るわけですね。ゼロになるということは、幼稚園を選ぶ人もいられるでしょうから、ないと思いますが、かなりこれはあくということで、9月議会でこの建物をあとどうするかという質問、どなたがなされたか、ちょっと覚えていませんが、福野教育長職務代理者は民営化にしたいということをおっしゃいましたが、覚えていらっしゃいませんか。えっと思いましたが、それで、これは大変もったいない施設だと思うんですね。幼稚園が一つもし必要であれば、あんなに広い建物は要らないわけですから、今後。別に用意していただいて、あれを民営化にしないで、あの施設は児童館的、つまり児童館というのは18歳まで、中・高校生までを言うんですが、行く場所が一つも

ないわけですから、あれだけの広い庭もあり、部屋数も非常に多いというのを生かして、今までの瑞穂市のこういう面でのおくれを一気に取り戻せるんじゃないかと私は考えますので、ここで求めたい答弁は、民営化にするという前に、それは一回検討してみますということだけ御答弁を求めたいと思いますが、いかがでございましょうか。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理人。

教育長職務代理人（福野 正君） 毎年220人ぐらい新しく申し込みがあるんですが、ことし、保育園の方が5歳児の募集をしましたので、かなり減るかなと思ったら、150でしたので、なかなかまだ意外に減らなくて、やっぱり旧の穂積の方は2年間保育園へ行って、3年目は幼稚園に行って、バスに乗って、その次は小学校、そんなパターンがまだ定着しているようでございます。

最終的な結論は全然出ておりませんが、もう少し1学年減ってきた段階で、幼稚園の方も3年保育、3・4・5歳児の保育園に切りかえていく必要があると思います。その中での民営化ですので、民営化も視野に入れて検討するというふうに申し上げたんでございますが、公立でやっていく方法もありますし、民間に委託していく方法もあると思います。その中に、おっしゃっています児童館の方にも使ったらどうかという御意見でございますが、今後、まだまだ検討をしていく段階でございますので、皆さんの御意見を伺って進めてまいりたいと考えています。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 民営化も視野に入れて考えていきたいを、矢印、児童館も視野に入れて考えていきたいと、そういう方向でぜひ検討をしていただきたいと思います。

次に三つ目ですが、通学区域の弾力的運用について。

これについては、瑞穂市は東京の品川区とともに、非常に早い段階からこれを取り入れました。通学区域の弾力的運用に先駆けて、もう20年以上も前から瑞穂市は学校の特色化、小・中学校は義務教育です。特色を出すということを打ち出しました。その後、学校の選択制というのを打ち出しているわけですが、これはもともと例外が認められているはずですが、その例外規定だけじゃなくて、積極的に通学区域を超えてもいいということを出しているわけですが、これについては、安全面、子ども会との関係、地域コミュニティー行事との関係で非常に問題点があるということが出ておりますが、今後、これは国の自民党の教育政策の流れだと思っておりますが、規制緩和とか、公教育へも競争を持ち込むとか、こういう流れで出てきて、瑞穂市が単に独自にやったわけではないわけですから、しかし、このままずっとどうぞどうぞというふうにしたら、学童と同じで、非常に問題が出てくるんじゃないかと。次世代の協議会のときに、投石会長が、このままにしておいて、もし事件でもあったら行政の責任が問われま

すよというふうなこともおっしゃいました。この辺、問題点の把握と、今後このままでずうっといくのかどうかの認識、見通しをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 福野教育長職務代理者。

教育長職務代理者（福野 正君） 校区の弾力的運用の問題点と今後の方針ということでございますが、旧穂積町の方で平成12年度に導入しまして、合併後もこの制度を引き継いで8年経過しております。二つ問題点があるわけございまして、一つが子ども会への帰属です。私ども、実は「まちの学校」という本を毎年新1年生の親さんに配って、小学校の紹介と、あと最後のページに利用上の約束ということで、通学については、保護者の責任のもとで登下校をしてくださいということをおっしゃっておりますし、それから子ども会については、あくまで地元の自治会で活動をしてくださいということをおっしゃっています。これのことについて、例えば親さんが、友達関係を理由に、通学先の校区で子ども会活動をしたいということをおっしゃられる保護者の方もいるわけございまして、これを認めると地域コミュニティーの崩壊といいますが、地元づき合いしないわけございまして、そういうことでお断りしております。あくまで地元でお願いしますということございまして、それから、通学時の安全確保でございますが、これも基本的に親が全面的に責任を持ってお願いしますとお願いしておりますが、これも、それがすべて守られているかどうかといいますが、そうではなくて、子供たちでやってくれという場面もございまして、こういうこともあるよということも説明して、実は選択をしていただいておりますわけございまして。それで、また後でいろいろなことをおっしゃるわけですが、そのことを周知徹底してやっているつもりです。課題はあるわけですが、ただ、願いは、やはりどの学校も選べるよという、いい面と悪い面があるわけございまして、今のところでは、課題はあるものの、この制度の趣旨を小学校の新1年生、中学校の新1年生の保護者の皆さんに説明して、それを納得して選択していただくというふうで、現制度を維持して、ちょっと見詰めていきたいというふうで現段階では思っています。以上です。

議長（藤橋礼治君） これで、8番の熊谷祐子君の一般質問は終わりました。

以上で、本日予定をしておりました一般質問は全部終了いたしました。

#### 散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 本日はこれをもって散会します。

なお、傍聴にお越しいただきました皆様方、遅くまでまことにありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

散会 午後4時11分

